

市谷議員 要望項目一覧

令和6年度当初分

要望項目	左に対する対応方針等
<p>【被災者支援・減災・防災対策】</p> <p>①能登半島地震の被災者支援のため、引き続き、県からも派遣隊を送ること。</p>	<p>本県は被災地支援本部を設置し、関西広域連合を通じた調整により、石川県志賀町への対口支援を行っており、情報連絡員や、支援物資の管理等を行う職員を継続して派遣しているほか、被災建築物の応急危険度判定や保健師による避難者の健康調査などについても職員（市町村職員を含む）を派遣している。また、全国知事会を通じ、感染症対策等のサポートを行う職員を石川県に派遣している。引き続き、国、関西広域連合、全国知事会等と連携し、様々な被災自治体のニーズに応じ、人的・物的支援を行っている。</p>
<p>②被災者の住まい確保のため、被災者生活再建支援法の支援対象を、全壊や大規模半壊だけでなく、半壊や、一部損壊（応急修理に留まっている）まで広げ、上限 300 万円の支援額の抜本的な引き上げを国に求めること。</p>	<p>国の被災者生活再建支援法の支援対象については、知事会を通じて、半壊まで拡大するよう国に要望している。支援内容の見直しについては、被災者の実相に沿う形が望ましいが、国と地方の共同で積み立てた基金を活用した事業であることから、国及び各都道府県とのコンセンサスが必要である。</p>
<p>③自然災害で被災した企業・事業所等に対する直接支援制度の創設を国に求め、県も常設の支援制度（条例）を創設すること。</p>	<p>国においては、自然災害で被災した企業・事業所等への直接支援として「中小企業等グループ補助金」「なりわい再建支援補助金」制度が設けられており、あらためて国に要望することは考えていない。</p> <p>本県では「鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例」に基づき、県の組織及び機能の全てを挙げて復興に関する施策を実施することとされており、大規模・広範囲な災害が発生したときは、事業者の状況を調査し実態に即して機動的な支援を行っている。個別の条例制定の必要性があるとは考えていない。</p>
<p>④国基準に対し、東部 64%、中部 57%、西部 73%しかない、県内の常備消防職員が増員できるよう、県が人件費支援をすること。</p>	<p>常備消防は市町村の業務である。本県では各広域行政管理組合・広域連合において、地域の実情に応じて必要な職員数が配置されている。必要な人件費は、構成員である各市町村において確保すべきものであり、県が人件費を支援することは考えていない。</p>
<p>⑤県内 19 か所 9 市町村しか整備されていない福祉避難所を抜本的に拡充整備すること。</p>	<p>県では「鳥取県避難所運営マニュアル作成指針」により、多様な人に配慮した避難所の生活環境の整備を市町村に依頼しているほか、「福祉避難所及び福祉避難スペース確保・運営対策指針」により、福祉避難所等の確保と早期開設など災害時要配慮者への適切な対応をお願いしており、引き続き市町村への働きかけを行うとともに避難所環境の整備に向けた財政支援を行う。</p> <p style="text-align: right;">・地震津波対策緊急強化事業（市町村緊急対策枠） 25,000千円</p>
<p>⑥コロナ対策で宿泊療養施設を確保したように、ホテルや旅館などを、高齢者や障がい者の避難所として使えるよう協定を結んでおくこと。</p>	<p>平成23年1月に、大規模災害時に災害時要援護者の避難所として宿泊施設を確保することについて、鳥取県旅館ホテル生活衛生同業組合と県で協定を締結している。</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>⑦民間企業との連携備蓄は孤立集落となった場合は、備蓄品を届けることができなくなる。改めて、水、食料、発電機、暖房設備、段ボールベッド、災害用簡易トイレなど生活に不可欠な備蓄品が避難所で確保できているのかを点検し、確保すること。</p>	<p>本県では、県と市町村で品目を定め必要数量を分担して備蓄する連携備蓄を行っており、各市町村においては備蓄を地域の实情に合わせて避難所等に保管している。県では県防災・危機管理交付金及び補助金（避難所等環境整備総合支援事業補助金）により、市町村が行う孤立可能性集落の公民館等への備蓄に対する支援を行っており、住民への備蓄を呼びかけると共に、必要な備蓄の整備について引き続き市町村に働きかける。</p>
<p>⑧学校のトイレの洋式化が遅れている。避難所となる学校のトイレの洋式化を早急に進めること。6割台に留まっている特別教室へのエアコン設置を進めること。避難所となる体育館に、エアコンとテレビ、Wi-Fiを常設すること。体育館の吊り天井以外の非構造部材の耐震化は、小・中学校、幼稚園は全国平均以下に留まっており、耐震化を早急に進めること。</p>	<p>避難所となる学校に限らず、全ての県立高等学校の教室棟のトイレについて、整備のスピードを加速化して集中的に洋式化に取り組むことを令和6年度当初予算案で検討している。また、エアコンについて、高等学校では令和5年度より未設置の特別教室に順次設置しており、特別支援学校では全ての特別教室に整備済みである。</p> <p>県立学校の避難所となる体育館のWi-Fi環境については、これまで整備した各校1箇所（1つの体育館）に加え、他の体育館、武道館等においても今年度中に追加するよう、現在準備を進めているところである。また、避難所指定の有無に関わらず、校舎等の老朽化改修整備を優先するため、県立高等学校の体育館のエアコンについて当面整備予定はない。特別支援学校では、ほぼ全ての学校の体育館にエアコンを整備済みである。</p> <p>避難所公立小中学校体育館のWi-Fi環境の整備については、市町村が緊急防災・減災事業債を活用して整備する場合、必要な経費の一部を県が補助することを令和6年度当初予算案で検討している。エアコン整備については、国の補助金や起債など、多様な財源を活用できることから、引き続き積極的な活用について、市町村に周知する。</p> <p>テレビについては、現在スマートフォンでも視聴可能であるため、避難所毎にどのような環境を整備するのが適当か、各市町村の判断による整備が適当である。</p> <p>小中学校における体育館等の非構造部材の耐震化については、引き続き、国の補助金を活用できること旨の周知に努める。未実施の私立幼稚園に対しては、補助事業を活用した耐震化の実施を促していく。</p> <p>・県立高等学校トイレ洋式化加速事業 89,500千円 ・教育財産管理事業費（避難所公立学校体育館環境整備補助金） 558千円</p>
<p>【原発】</p>	
<p>①志賀原発被害の全容を明らかにし、原発の安全対策に反映させるよう国に求めること。</p>	<p>既に法令上、原子力規制委員会では新たな知見が得られた場合、規制に反映し、その新たな規制を既存の施設に適用させることとされている（バックフィット）。</p>
<p>②原発と津波の要因となった「ひずみ集中帯」は、兵庫県北部から島根県東部の海岸線に沿っても存在していると、京都大学防災研究所地震予知研究センターの西村卓也氏が指摘している。 「ひずみ集中帯」が島根原発に及ぼす影響を再検討すること。</p>	<p>島根原発2号機は、原子力規制委員会による新規制基準に基づく審査が行われ、想定される最大の地震による揺れを評価し、設置変更許可を受けている。新たな知見が得られた場合には、バックフィットが行われる。</p>

要望項目	左 に対する 対応方針等
<p>③島根原発に係る鳥取県の避難計画に「屋内退避」が盛り込まれているが、「屋内退避」は、福島医大の医師グループが「死亡リスクを高める」との論文を発表している。そして今回の能登半島地震でもあったように、想定より大きな地震や津波によって家屋が倒壊することを前提に、「屋内退避」については見直しをすること。また、避難行動要支援者の個別避難計画の策定を急ぐこと。</p>	<p>屋内退避は、原子力規制委員会が策定した原子力災害対策指針に基づくもの。家屋倒壊等で屋内退避が困難な場合には、地震に対する避難を優先させることとし、コンクリート屋内退避施設や周辺市町の近隣の指定緊急避難場所等に避難を実施することとしている。 避難行動要支援者については個別避難計画の策定を引き続き進める。</p>
<p>④原子力規制委員会が使用中止した放射線・拡散予測「SPEEDI」について、日本学術会議分科会が昨年9月、「積極的な利活用」をと発表した。今回モニタリングポストが壊れた現状も反映し、「SPEEDI」の活用を検討すること。</p>	<p>モニタリングポストが計測不能となった場合は、予備の可搬型モニタリングポストやモニタリング車を用いて対応することとしている。 原子力規制委員会が策定した原子力災害対策指針に基づく予防的な防護措置を行い、予測的手法は用いないこととしている。</p>
<p>⑤地震列島日本では、想定外の地震や津波による被害は避けがたい。今回の能登半島地震の実情を反映し、8月に予定されている島根原発2号機の再稼働は中止すること。</p>	<p>島根原発2号機は、原子力規制委員会における新規規制基準適合性審査で適合すると認められ、設置変更許可を受けている。</p>
<p>【政治とカネ】 ①パーティ券収入の裏金問題の全容解明と、パーティ券収入を含む企業・団体献金の全面禁止の法改正を行うよう国に求めること。</p>	<p>昨今の政治資金パーティ収入に係る政治資金収支報告書への不記載の問題については、既に捜査機関による捜査が行われている案件であり、また、企業等による政治活動に関する寄附のあり方については、政治資金規正法の趣旨等を踏まえ国において議論されるべき事項である。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>【医療】</p> <p>①県立中央病院の救命救急センターが、昨年12月、県東部広域消防局に対し、現場に出動した救命救急士が医師の指示を受けて行う必要がある「特定行為」の指示要請に応じないとするメールを送信し、10日間にわたり、指示していなかったことが報道で明らかとなった。他の病院の医師に指示を仰ぎ、結果的に救命救急に遅れは生じなかったとの事ではあるが、なぜ中央病院が指示要請を拒否するような事態に至ったのか、『県東部メディカルコントロール協議会が定める手順「プロトコル」の改定作業中で関係者の意見に食い違いがあった』と病院長が説明しているが、改定作業中であることを知りながら、それに納得できないからとあって、勝手に判断して「指示拒否」したということであれば、大問題である。また消防局側が、県立中央病院の対応について、「指示要請の拒否」「消防局の救命救急士からの指示要請の電話を一方向的に切られた」「患者受け入れ到着後に県立病院の医師に処置内容を報告しても反応がなかった」などの実態があったことについて調査を求め、救命救急隊に対するパワハラ行為があったとも指摘している。(1月11日付毎日新聞)。もっと詳しく、実態を調査し、問題の原因を明らかにし、適切な対応をとること。</p>	<p>県立中央病院の救命救急センターとして大変不適切な行動であり、病院局として今後、今回の事態の背景・経過等をしっかりと調査し、病院職員に対する対応についても、厳正に検討していく。また、消防署との連携を深めるとともに、二度とこのような事態が発生しないよう対応していく。</p>
<p>②新型コロナの感染が続いている。入院患者受入病院への特別支援を行うこと。また令和6年度以降も、高齢者や基礎疾患がある方へのコロナワクチン接種の無料化を継続すること。</p>	<p>5類移行後の新型コロナに係る医療については、基本的には診療報酬で対応することとされており、県独自の支援を行うことは考えていない。</p> <p>令和6年度以降の新型コロナワクチン接種については、現在の季節性インフルエンザと同様の扱いとなり、市町村の自治事務とされたことから、県内市町村では、令和6年度予算において費用面の措置を検討するとともに、それぞれの圏域ごとに各地区医師会との接種委託等に関する協議の準備を開始している。ワクチン価格をはじめ、国からの決定事項の伝達は2月以降になると言われていることから、県としては国の動向を注視し、必要に応じて対応を検討していく。</p>
<p>③令和6年度以降も、医療機関・社会福祉施設・児童施設等への物価高騰対策支援を継続すること。</p>	<p>これまでの県及び全国知事会を通じた国への要望等の効果もあり、令和6年度の診療報酬等の公的価格の改定において、物価高騰への対応や従事者の賃上げ相当分が盛り込まれたところであり、県による支援の継続は考えていない。</p> <p>なお、診療報酬(介護報酬の一部も含む)改定が行われる令和6年6月までの間に限り、令和6年度当初予算案において、一時的な支援を検討している。</p> <p>・医療機関・高齢者施設等物価高騰対策支援事業 196,778千円</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>④2025年までとされている「鳥取県地域医療構想」及び構想に記載されている「国参考値の病床数」を見直し、コロナ禍の教訓を生かし、高度急性期・急性期病床、病床全体を削減しないようにすること。</p>	<p>鳥取県地域医療構想に掲載している将来の病床数は、厚生労働省令等で定められた推計方法により試算したものであり、法令で必須の記載事項とされているもの。一方で、当該推計方法は機械的かつ画一的であり、本県の実情を反映できていないことから、本県ではあくまで「国が示す参考値」として取り扱っているところである。</p> <p>なお、地域医療構想は、2025年に向けて地域ごとに効率的で不足のない医療提供体制を構築するものであり、地域医療構想の推進の取組は、病床の削減や統廃合ありきではなく、各都道府県が地域の実情を踏まえ、主体的に取組を進めるものであることから、引き続き、各圏域の地域医療構想調整会議等において、地域の実情を踏まえながら、医療機能や病床数など必要な医療提供体制についての議論を進めていく。</p>
<p>⑤国民健康保険料の統一は、市町村の中から反対の意見が出ており、統一を市町村に押し付けないことは当然としても、国保料統一は断念すること。そして、国保料が軽減できるよう、県独自の財政支援策を講じること。国民健康保険料の均等割は、未就学児及び18歳まで完全無料化すること。また2024年度、子どもの医療費助成に対する国保会計への国のペナルティが廃止されることで生まれる財源を、子どもの均等割軽減に活用すること。</p>	<p>保険料水準の統一は被保険者数が減少する中で、医療費の増加や高額医療の発生による保険料の増加のリスクを県単位で軽減・分散するために必要と考える。保険料水準の統一は、保険料の賦課権限を有する市町村の意向を取りまとめながら検討を進めていく。</p> <p>県としては、法定されている応分の負担を行っており、国民健康保険料軽減のための県独自の財政支援は考えていないが、市町村が県に納める納付金の上昇抑制のために財政安定化基金を活用している。</p> <p>未就学児の均等割の軽減措置は、子育て世帯の負担軽減の観点から、法令に基づき実施しているものであり、さらなる負担軽減は制度設計を行っている国において行われるべきものとする。対象範囲の拡充及び軽減割合の拡大について、国に対して全国知事会及び本県から引き続き要望を行い、今後の国の動向を注視していく。</p> <p>子どもの医療費助成に対する国庫負担金の減額調整措置の廃止は、令和6年度予算案として閣議決定されたところである。</p> <p>廃止後の減額調整相当分の国庫負担金は、保険給付の財源として市町村に交付するため、子どもの均等割軽減に活用できるものではない。</p>
<p>⑥国は、そもそもマイナカードは強制しないとしてきた。また今回の能登半島地震で、改めてマイナカードは停電した被災地では使えないことも明らかとなった。12月からのマイナ保険証と健康保険証の一本化（マイナ保険証）の強制はやめ、紙の健康保険証を残すよう国に求めること。</p>	<p>マイナンバーカードは申請に基づき交付されるものである。健康保険証とマイナンバーカードの一体化については、オンライン資格確認システム等を通じた医療情報の利活用の恩恵を享受する体制を構築するため実施されるものであり、マイナンバーカードの取得を強制するものではないと考える。また、被災地においては健康保険証やマイナ保険証を持参しなくても医療機関による受診を受けられるよう措置されている。</p> <p>また、医療保険制度の基本部分である健康保険証のあり方は、国で検討されるべきものと考えており、紙の健康保険証を残すよう国に求めることは考えていない。</p>
<p>⑦県内の後期高齢者医療制度は、保険料が上がり続け、滞納額も1,954万円にも上り、一昨年10月に窓口負担が1割から2割に上がり全国で3.1%も受診抑制が起きている。2年に一度の保険料の決定時期が近づいているが、保険料が軽減できるよう、県が独自支援すること。</p>	<p>令和6・7年度の後期高齢者医療保険料は、鳥取県後期高齢者医療広域連合が保険給付費等を基に決定することとなっている。</p> <p>保険料の軽減について、県として既に法で定められた応分の財政負担を行っていることから、独自支援を行うことは考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑧医師確保のため、鳥取大学医学部の定員の増員や地域枠（鳥取枠）を増やすよう国に求めること。また、中山間地域の医療を支えている民間病院・診療所で医師が確保できず困っている。医師派遣・医師確保の仕組みを検討すること。</p>	<p>県内の医師確保を図るため、鳥取大学医学部医学科定員について、現行の臨時定員による地域枠分含め恒久定員化するよう、国に対して要望しているところである。</p> <p>なお、県による民間病院への医師派遣は考えていないが、地域の身近な医療維持のため、市町村（自治体立病院含む）が行う医師確保の取組を支援する制度の創設も含めた中山間地域の総合的な医師確保対策を令和6年度当初予算案において検討している。</p> <p>・中山間地域を支える医療人材確保総合対策 45,694千円</p>
<p>⑨鳥取県特別医療費助成は、障がい者は元の無料に戻し、対象を精神保健手帳1級と同程度の医療を必要とする精神保健手帳2級まで拡大すること。</p>	<p>特別医療費助成制度における一部負担金は、安定し持続可能な制度とするために必要なものとして、所得に応じた負担を求めているところであり、低所得者の方については減免を行っている。</p> <p>また、精神障がい者の対象拡大については、障害者総合支援法等において地域の障がい者に対する障がい福祉の実施主体は市町村とされているが、1級の精神障害者保健福祉手帳所持者については、医療機関にかかる頻度が多いことなどから重点的に支援する必要があり、県と市町村が協働して支援を行っている。精神疾患の治療については、手帳の等級に関わらず精神心患通院者に対する医療費軽減を行う自立支援医療制度（精神通院医療）や、各市町村において独自に実施している医療費助成制度もあることから、県の特別医療費助成制度の対象を広げることは考えていないが、制度の在り方について引き続き検討していく。</p>
<p>⑩透析患者は、週3回の透析通院があり、交通費が嵩んでいる。市町村だけでなく、県としても通院費助成を実施すること。</p>	<p>透析患者などの身体障害者手帳をお持ちの方が通院される際には、タクシー等の割引制度があるほか、市町村が単独で通院費助成制度を設けているところもあるので、その活用を呼びかけていく。</p>
<p>⑪無料低額診療事業は、生活保護制度ができる以前の古い制度ではあるが、何らかの事情で生活保護や国民健康保険から漏れている低所得の方々が医療を受けることを可能とし、命を救う役割を果たしている。そして受療後には、生活保護や国保につなぐ橋渡しの役割も果たしており、貧困や生活困窮、それに対する偏見で生きづらい今日の社会において、むしろ必要な制度となっている。中部は無料低額診療事業の空白地域となっているため、県立厚生病院をはじめ、中部圏域の病院に事業実施を働きかけること。また、院外薬局での薬代も事業対象となるよう国に働きかけ、県としても独自支援すること。</p>	<p>無料低額診療事業は、戦後の公的医療保険制度が未整備の昭和26年当時に導入され、その後、国民皆保険制度の成立など公的医療保険制度が整備され、生活保護制度等による医療費減免制度など医療費の経済的な負担軽減制度もある。</p> <p>この背景を踏まえ、無料低額診療制度は、院外処方も含めて、国が医療保険制度の中で検討すべき事項であると考えており、中部圏域の医療機関へ実施の働きかけ、薬代助成制度に係る国への働きかけや県独自の助成について、いずれも考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>【福祉】</p> <p>①県内でも自死が増えている。「鳥取県孤独・孤立に関する県内アンケート調査」の結果では20代、30代の若者で1割と、孤独感を感じている割合が高く、孤独感を感じている職種は失業中や、派遣社員が1割以上と多く、病気やケガよりも、転職や離職・退職など雇用の場面で孤独感を感じる人が多いことが分かっている。自死対策の強化と、対策の中で、雇用・就業の場での心理面も含めた相談体制を強化すること。</p>	<p>「眠れてますか？」睡眠キャンペーン等の実施による心の健康やうつ病、自死に関する啓発、SNS相談及び労働関係機関を含めた相談窓口担当者連絡会の開催等による相談体制の整備等について、令和6年度当初予算案で検討している。</p> <p>・みんなで支えあう自死対策総合推進事業 30,582千円</p>
<p>②県内の介護保険料の平均は、制度発足時の2,891円から6,355円と倍増している。第9期介護保険計画策定に向け、介護保険料や利用料が軽減できるよう、県が独自支援すること。</p>	<p>介護保険制度においては、低所得高齢者に対する介護保険料、利用料の軽減措置が設けられているところである。こうした軽減措置に対しては、県として既に応分の財政負担をしており、県独自の支援制度を創設することは考えていない。</p>
<p>③鳥取県の障害者就労継続支援B型事業所の平均工賃は、令和3年度実績で19,797円と全国平均より高いが、最低工賃は時給70円である。暮らしていける工賃とするため、県が独自に工賃補填すること。</p>	<p>県としては、事業所が利用者に支払う工賃への直接補助ではなく、事業所の生産活動収入が増加するよう、自主事業を展開する事業所の新商品開発や農福連携への支援等を実施しているところである。引き続き、関係機関と連携しながら各事業所の状況や特性に応じた支援を実施し、工賃向上を目指していく。</p>
<p>④物価上昇に応じて増える年金となるよう国に求めること。</p>	<p>年金制度は、国において社会保障制度の中で検討すべき事項であることから、その状況を注視していく。</p>
<p>⑤加齢性難聴の補聴器助成に県としても取り組むこと。</p>	<p>加齢性難聴者に対する補聴器使用の有効性については現在、国立長寿医療センターで検討が続けられており、その迅速な検討とともに、有効性が示されたときは、国において補聴器購入費に係る支援制度を創設することについて、国へ要望しており、県で独自の補助を行うことは考えていない。</p>
<p>【子育て・教育】</p> <p>①約3.5兆円とされている「異次元の少子化対策」は、教育無償化等が含まれないなど、十分な内容とは言えず、また問題点もある。児童手当が所得制限を撤廃し、高校生まで対象拡大されるものの、高校生がいる家庭の扶養控除が廃止される。また、「こども誰でも通園制度」は、保育士不足で受け入れ体制が不十分な中、1日数時間でも保育を受け入れるということが子どもの安心の保育につながるか疑問も残る。そして最大の問題点は財源である。他の社会保障費の削減や保険料の引き上げで賄うとされ、結局国民の負担増ではないかと批判の声も上がっている。本来、国の責任で直接支援されるべきことである。大幅に伸びている軍事予算の削減や、大企業・大金持ち優遇減税を見直し、国民の負担増にならない財源で対応するよう国に求めること。</p>	<p>安定した財源確保のため、地方の負担が増大しないよう、政府において徹底した歳出の見直し等を行うべき旨について令和5年11月に国要望望を実施した。「こども・子育て支援加速化プラン」の安定財源の確保にあたっては、実質的な国民負担が生じないよう国において制度設計を行うとされているところであり、今後もその動向を注視してまいりたい。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
②保育士の配置基準を県独自に改善すること。4・5歳児は30：1を25：1にすること。	4・5歳児の保育士配置基準について、国の配置基準見直しにより令和6年度から30：1から25：1に改善される予定であることから、県独自に改善することは考えていない。
③学童保育の鳥取県の障がい児支援職員加配は、市町村の学童保育の国庫補助対象額が国基準額を上回る場合にのみ補助するという「補助要綱」としているため、鳥取市が補助対象外となっている。しかし、近年、発達障がい児が増加しており、障がい児1名に対し支援員を1名配置できる鳥取県の加配制度の活用が現場から求められている。要綱を改正し、市町村が国庫補助の対象であるかどうかに関わりなく、障がい児の在籍状況で加配補助できるようにすること。	放課後児童クラブにおける障がい児の受入に必要となる支援員配置に要する経費について、国交付金の要件を上回る単県制度を設けて市町村を支援してきているが、鳥取市においては市独自の配置基準を定めて運用し、市の判断により単県制度を活用していないことから、制度を改正することは考えていない。
④小・中学校、特別支援学校の給食を完全無償化すること。また、市町村と協力して、学校給食への有機農産物の導入計画を策定し、導入のための支援制度を創設すること	学校給食費については、学校設置者である市町村が負担すべきと考えており、無償化は市町村の判断に委ねるべきものであると考えるため、県による補填は考えていない。小中学校の給食で有機農産物を使用するかどうかは、各市町村の判断によるものであり、県教育委員会として市町村教育委員会に対して特段の働きかけをすることは考えていない。
⑤学校入学時にも、改めて、就学援助の書類を全家庭に配布すること。	義務教育段階の就学援助は、学校教育法第19条の規定により市町村の責務とされており、子どものいる世帯への就学援助制度周知については、設置者である各市町村が進級時の書類配布や、教育委員会のウェブサイト掲示、就学時健診及び入学説明会等の場における説明などによって行っている。各世帯へ丁寧な周知を行うべき旨について、機会を捉えて各市町村へ呼びかけていく。
⑥県内の生活保護世帯の高校進学率が下がっている。県立高校授業料の完全無料化や、私立高校授業料の支援を更に増やすこと。高校生のタブレットや教科書等の教材の無償化を県独自に実施すること。	県立高校授業料については、高等学校等就学支援金制度により一定の世帯収入未満の場合は授業料負担が不要となっている。県立高校生のタブレットについては、今後の更新費用や他県の対応状況等も踏まえ、入学者に自費購入していただいているが、低所得世帯に対する支援として県が無償貸与を行っており、更なる支援は考えていない。また、県内に保護者等が在住する生活保護受給世帯及び住民税所得割額非課税世帯の高校生を対象に、国の補助により高校生等奨学給付金で授業料以外の教科書費、教材費、学用品費などの経費を支援していることから、県独自に教材の無償化を実施することは考えていない。私立高等学校についても、生徒一人当たり単価で全国1位の水準の経常費助成を行うことで、授業料が抑えられている。一定の所得の者に対しては国の就学支援金で授業料の実質無償化がされていることから、授業料支援の拡充は考えていない。

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑦県独自に給付制奨学金制度を創設すること。返済中の奨学金の返済免除の対象を生活困窮者にも拡大すること。奨学金返済額を補助する、「鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金」の対象を、全職種に拡大すること。</p>	<p>高等教育費の負担軽減については、令和5年7月に国に対して修学支援新制度の拡充など、更なる支援策を講じることを要望した。令和5年12月に示された国のこども未来戦略においても、令和7年度から多子世帯の学生等について授業料等を無償にする措置を講ずるとされていることから、県独自の支援については考えていない。</p> <p>また、鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金は、地域を担うリーダー的人材を確保するという制度趣旨のもと、人材不足が著しい業種からの要望に応じ、当該業種に係る産業界からの寄附を賜ることで運営しているもの。</p> <p>対象業種については、平成27年9月の制度設置以降、産業界の要望に応じた拡充を進めているところであり、引き続き、各業界からの要望に応じた対象業種の拡充を進めていく。</p>
<p>⑧国連子どもの権利委員会からの3回目の勧告(2010年)は、「過度に競争主義的な環境による否定的な結果を避けることを目的として、学校制度及び学力に関する仕組みを再検討すること」「教育制度が高度に競争主義的で、いじめ、精神的障害、不登校・登校拒否、中退及び自殺につながることを懸念する」と述べている。まさに、懸念された状況が広がってきている。子どもたちを比較することで競わせることになる「全国学力・学習状況調査」の中止を国に求め、「鳥取県学力・学習状況調査」は中止すること。</p>	<p>全国学力・学習状況調査は、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析して教育施策の成果と課題の検証や、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善をねらいとして実施されており、鳥取県としては、学習指導要領に示されている資質・能力を育成するため、全国学力・学習状況調査を活用した授業づくりを推進している。</p> <p>また、とっとり学力・学習状況調査は、その結果からわかる児童生徒一人一人の学力の伸びや、非認知能力・学習方略等の教育データをもとに、市町村教育委員会と連携して、EBPM(客観的な根拠を重視した教育施策の推進)を進めていき、個に応じた指導・支援を一層充実させていくために実施している。</p> <p>本県では、両調査を学力向上のための両輪として活用しており、調査の実施について見直しを行うことは考えていない。</p>
<p>⑨スクールカウンセラーを中学校区単位ではなく、全小学校に配置すること。</p>	<p>現在、県内全中学校区にスクールカウンセラーを延べ86人配置し、各中学校区内の小学校にも対応しており、県立学校にも全校に配置している。スクールカウンセラーの緊急支援における派遣時間数増や小学校を効果的に巡回できる仕組みづくりを令和6年度当初予算案で検討している。</p> <p>・不登校児童生徒のつながり・学びの充実推進事業 8,916千円</p>
<p>⑩教員不足が指摘され、必要な教員が配置できない事態が生じている。また、教員の時間外45時間越えや過労死ラインの80時間越えが増加している。教員の正規採用数を増やすこと。また教員を育成できるよう鳥取大学の教員養成課程の復活を求めること。教員に残業代を支給し、残業削減につなげること。</p>	<p>令和元年度実施の教員採用試験から新たに関西会場を設定するなど、教員の質・量的確保に向けた取組を行っているところである。</p> <p>鳥取大学では一部の教科を除き、教員免許が取得できる体制となっており、毎年度実施している意見交換では教員養成あるいは教員確保に向けた協力も依頼をしているところである。</p> <p>教員の職務の専門性に十分配慮するとともに、能力・実績に見合った処遇を可能とするメリハリをつけた給与制度とするための財政措置を講じるよう、給特法の見直しも含め、令和5年7月に国に要望した。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>【生活環境】</p> <p>①鳥取県環境管理事業センターが臨時理事会を開催し、淀江産廃処分場計画の設置許可申請を2月に提出すると報じられた。その中で、計画地に軟弱地盤が見つかったため、遮水シートの下に保護マットを強いて強化するよう計画変更するとされ、改めて、計画地が産廃処分場建設に不適切な場所であることを示すこととなった。そもそも、近くに淀江の住民の6割の飲み水を賄う福井水源地があり、地下水調査の結果で計画地の地下水は福井水源地に流れる可能性は極めて低いとされたとは言え、このような場所に産廃処分場をつくるべきではない。そして、新たに産廃最終処分場をつくることは、ゴミの減量化やSDGsにも反する。また、淀江産廃処分場計画地は、もともと西部広域行政管理組合の一般廃棄物最終処分場の予定地であり、現在検討中の別の新たな一般廃棄物最終処分場計画地（米子市新山・陰田町地内）は、住民から反対の声も上がり、一般廃棄物最終処分場の用地確保の見通しも立っていない。淀江産廃処分場計画はキッパリ中止すること。</p>	<p>今回の(公財)鳥取県環境管理事業センターの臨時理事会では、県廃棄物処理施設設置手続条例に基づく事業計画変更届出書の県への提出について承認を受けたものであり、その内容は、詳細な地質調査を踏まえて埋立地内の地盤支持力を均一にするために必要な地盤改良を行うことや、埋立地の法面部にも遮水機能を高める保護マットを追加することなど、より安全性を高める方向で計画を変更されたものと承知している。</p> <p>また、地下水等調査会は、「科学的に信頼性が高いものであり、福井水源地への影響となるような懸念材料はない」と結論付けている。</p>
<p>②上下水道広域化計画は、関係住民にキチンと説明し、押し付けは絶対にしないこと。</p>	<p>「上下水道広域化・共同化計画」は、国の要請に応じ、上下水道事業の持続可能性向上のための方策の一つとして、今後検討していく取組を市町村の意向を基にとりまとめたものであり、広域化・共同化を決定した計画ではない。</p> <p>市町村が今後の具体的な検討を進めるにあたっては、関係者に丁寧に情報提供や説明を行うよう要請しているが、改めて要請する。</p>
<p>③住民合意もなく、大規模で災害や環境破壊につながる懸念がある、鳥取風力・鳥取西部風力発電計画、青谷風力発電計画、新北条風力発電計画は、中止を求めること。</p>	<p>県では、再生可能エネルギーの導入に当たっては、地元住民の理解を得ることが重要であると考えており、これまでも事業者に対して地元住民への十分な説明や誠意ある対応を求めてきた。</p> <p>再生可能エネルギーによる発電事業を行う場合、予定地の状況に応じて森林法等の個別の法令により審査されることに加え、「鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例」により斜面地に設置する工作物に対しても独自に基準を設けており、個別の案件ごとに各法令に基づいて対応していく。</p> <p>また、周辺環境への影響については、事業者が行う環境影響評価の内容に対し、鳥取県環境影響評価審査会で環境保全の観点から厳正に審査を行い、市町の意見を伺いながら必要な意見を述べて行く。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>【雇用・中小業者・経済】</p> <p>①アメリカのハワイ州は、物価高騰に負けないよう、今年から最低賃金を時給14ドル（日本円で1,960円）にし、2年後には16ドル（2,520円）に引き上げるといふ。日本は、2030年代半ばまでに最低賃金を1,500円にするとしているがあまりに遅すぎる。即時、最低賃金全国一律1,500円（月額手取りで20万円）とし、そのために中小企業への賃上げ直接支援をするよう国に求めること。</p>	<p>最低賃金は、最低賃金法に基づき、地域の景気や企業収益の現状を精査し、公労使が委員として参加する地方最低賃金審議会において慎重に議論され、その決定は厚生労働省及び労働局の専権事項である。</p> <p>令和5年8月末、岸田首相は2030年代半ばの最低賃金の全国加重平均1,500円を目指すことを表明済みであり、今後の国、各種審議会の動向を注視していく。</p>
<p>②県内中小企業が物価高騰の中、身銭を切って賃上げしているが、景気は良くなり、経営が苦しいと報じられている。鳥取県として、賃上げへの直接支援、例えば社会保険料軽減への支援を実施すること。</p>	<p>賃上げは生産性向上を通じて企業の経営力を高めるための取組と両輪で進めるべきものである。このため、直接支援のような一時的な対策の実施は考えておらず、企業の経営力向上の取組を支援し、経済の好循環を実現していくため、一定水準以上の賃金引上げを行う県内中小事業者等の設備投資や人材育成等の取組を支援する「物価高騰に立ち向かう経営力向上・賃上げ事業者支援補助金」を令和5年11月補正予算で新設し、活用を促しているところである。</p> <p>今後、関係機関と連携した周知、新聞折込チラシ等による広報啓発により当該支援策の活用を促していく。</p>
<p>③介護・福祉労働者や保育士は、全産業平均と比較して月4万円～5万円も賃金格差があるにも関わらず、賃上げが月6千円や5千円程度しかない。県が独自に賃上げ支援をすること。学童保育の指導員（支援員）が、この度の賃上げ対象から外れ、取り残されている。最低でも保育士同様の賃上げとするよう国に求め、県も独自に支援すること。</p>	<p>介護職員の処遇改善については、国における「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づき、介護職員を対象に、収入を2%程度（月額平均6,000円相当）引き上げるため、介護職員処遇改善支援補助金による支援を令和6年2月より実施する。（令和5年補正予算繰越にて、令和6年度に実施）</p> <p>また、令和6年度介護報酬改定においても1.59%のプラス改定であり、うち0.98%は介護職員の処遇改善分となっている。介護人材の処遇改善は、全国的な課題であり、国の一元的な対応が必要であると考え。今後も介護サービスが確実に提供されるよう、介護職員の処遇改善に向けた国への働きかけを継続していく。</p> <p>保育士や放課後児童支援員の処遇改善については、国全体として取り組む必要があることから、引き続き国に要望していくこととしており、県が独自に賃上げ支援をすることは考えていない。</p>
<p>④鳥取県の非正規の会計年度任用職員は、「正職員と同様の一定の業務をする」とされているが、最大5年間働き、その後は働き続けられるかどうか分からない。県職員の27%、4人に1人と県政を支える大事な存在となっている。1年以上継続する場合、他の公募とは分けて、希望者は正規雇用に転換できる仕組みを作り、「使い捨て」しないこと。時給単価は、正職員は1,992円だが、会計年度任用職員は1,180円～1,340円である。せめて1,500円に引き上げること。また、正職員との男女比率の差や賃金格差を明示すること。</p>	<p>現に任用されている会計年度任用職員等非正規職員の正職員への転換や、受験者を会計年度任用職員に絞ることで優先権を与えるような採用試験の実施は、地方公務員法の平等取扱いの原則に抵触することとなるため、現段階で変更は考えていない。</p> <p>県の会計年度任用職員や臨時的任用職員等の報酬・賃金は、それぞれの職における職の複雑性、困難性、特殊性等を考慮して県の一般の職員の給料との権衡等を考慮して定める必要があり、必要に応じて見直しを行っている。</p> <p>「任期の定めのない常勤職員」及び「任期の定めのない常勤職員以外の職員」に係る職員の給与の男女差異（男性の給与に対する女性の給与の割合）については、令和4年分について令和5年6月に公表している。（前者88.1%、後者94.1%）</p>

要望項目	左に対する対応方針等
⑤県職員の残業が増え、過重労働による産業医の面接が388人、病気休暇・休職者が100人を超えている。県職員を増員すること。また、連続11時間の勤務間インターバル制度を導入すること。	限られた人材の中、デジタル等も活用して一層の業務効率化を図りながら、今後も業務の状況に応じて機動的な体制を確保するとともに、県職員の定数については、業務の状況等を勘案しながら引き続き適切な配置を行っていく。 勤務間インターバルの導入については国や他の自治体の動向を注視する。
⑥ジャパンディスプレイが令和7年3月末に生産終了を発表しているが、鳥取工場は戦略拠点として事業継続し、雇用も維持すると発表されている。しかし、生産に携わってきた労働者の県外配転も検討されており、家族を引き裂くような配転はしないように求めること。また配転先の一つと考えられる石川工場が、能登半島地震で被災している。雇調金の活用などで、労働者の雇用を守り抜くよう会社に求めること。	ジャパンディスプレイは令和7年3月末に生産を終了することを発表したが、同時に、生産終了後も鳥取工場は戦略拠点として事業継続し、従業員については雇用維持する旨も発表している。また、生産終了に伴う工場の利活用については現在検討を行っているところであり、生産に従事している従業員は、工場の利活用の検討状況を勘案しながら鳥取の拠点内または県外の他拠点への配置転換等を検討していく予定と伺っているので、引き続き、同社の動きに注視し、状況を十分に把握した上で地域経済への影響を最小限に抑えながら機動的に対応していく。 なお、石川工場については、現在生産装置の立ち上げを順次開始しており、今後全ての装置の正常稼働を確認した上で、早期通常生産に戻すことを目指していると伺っている。
⑦自動車メーカーのホンダ、ダイハツなどで、リコールや製造停止等が起きている。製造や整備などにあたる労働者の雇用が守られるよう、会社に働きかけること。	ダイハツ工業との取引先に対しては、生産停止が長期化し、雇用に係る影響が広がった場合に備えて、国の雇用調整助成金等の支援策を案内しているところであり、引き続き該当する企業の動きを注視していきたい。
⑧物価高騰が続いており、令和6年度も、小規模事業者に対し、物価高騰に対する直接応援金を支給すること。	物価高騰に対しては、新型コロナ・円安・物価高騰対策補助金による支援を約1年間にわたって実施し、令和5年11月補正では、賃上げにより労働環境を改善しながら物価高騰に立ち向かっていく力を培う企業を支援する「物価高騰に立ち向かう経営力向上・賃上げ事業者支援補助金」を創設して令和6年度も引き続き実施することを検討しており、直接応援金を支給することは考えていない。
⑨物価引き下げの特効薬となる消費税5%減税、インボイス制度の中止を国に求めること。	少子高齢化の急速な進展や国・地方ともに極めて厳しい財政状況の下で、国民が安心し、希望が持てる社会保障の実現が求められていることを踏まえれば、国・地方双方にとって増嵩する社会保障費の安定財源の確保は避けることのできない喫緊の課題であり、消費税率引下げを求めることは考えていない。将来的にも社会保障の財源自体は確保しておくべきであり、物価高騰等に対するきめ細かな生活者支援や事業者支援に対しては、減税によるのではなく、国や県において経済対策を講じているところである。 複数税率制度下における適正な税務経理や申告に不可欠なインボイス制度についても、制度の廃止を求める考えはない。本県では、円滑な制度移行に向けて、中小企業等に混乱が生じないように実情を踏まえた対応をとるようこれまで国に要望しており、直近では令和5年11月に要望を行ったところである。

要望項目	左に対する対応方針等						
<p>⑩コロナゼロゼロ融資等に対し、29都道府県が実施している債務免除・債権放棄の仕組みを、鳥取県でも整えること。</p>	<p>ゼロゼロ融資に限らず制度融資の貸付主体は金融機関であり、県は貸付先の事業者に対する債権者ではない。</p> <p>要望事項にある「29都道府県が実施している債務免除・債権放棄の仕組み」とは、代位弁済となった損失補償付制度融資について保証協会が債権回収した場合に、都道府県がその回収された納付金の一部を保証協会から受け取る権利について、個別の権利放棄議案として議会で審議することなく、包括的に放棄できるよう手続を定めたものである。</p> <p>本件に限らず、本県としては権利の放棄は地方自治法の趣旨に則り議会で個別に審議いただくべきものと考えており、審議を省くための手続を設けることは考えていない。</p> <p>本県では、金融機関等に対して返済繰延べ等の柔軟な対応の継続を要請するとともに、返済負担を軽減した期日一括返済型資金や既存の低利低保証料率の資金により資金調達の円滑化を図っている。令和6年度当初予算案においては、ゼロゼロ融資の無利子期間終了を見据えた借換資金の新設や借入企業に対するフォローの強化を検討している。</p> <table border="0" data-bbox="1032 724 2112 826"> <tr> <td>・コロナ融資に係る経営安定化対策事業</td> <td style="text-align: right;">56,850千円</td> </tr> <tr> <td>・企業自立サポート事業（制度金融費）</td> <td style="text-align: right;">375,618千円</td> </tr> <tr> <td>・新型コロナ克服特別金融支援事業</td> <td style="text-align: right;">2,441,048千円</td> </tr> </table>	・コロナ融資に係る経営安定化対策事業	56,850千円	・企業自立サポート事業（制度金融費）	375,618千円	・新型コロナ克服特別金融支援事業	2,441,048千円
・コロナ融資に係る経営安定化対策事業	56,850千円						
・企業自立サポート事業（制度金融費）	375,618千円						
・新型コロナ克服特別金融支援事業	2,441,048千円						
<p>⑪他都道府県のように、中小企業・小規模企業の振興を目的とした、「鳥取県中小企業・小規模企業振興条例」を制定すること。</p>	<p>本県事業者の8割以上は小規模事業者であり、従業者数も約半数が小規模事業者の下で従事するなど、県内経済において大きな役割を果たしている。</p> <p>鳥取県産業振興条例は、こうした状況を踏まえた上で、平成23年の県議会において、企業規模や産業分野に応じた細分化はせず、県内産業全体の育成・振興を目標とするといった議論を経て制定されたものであり、この考え方に変わりはない。</p> <p>本県は、産業振興条例の考え方にに基づき、事業者支援策のほとんどを、少額からの利用も可能とするなど小規模事業者が活用しやすい制度とし実施してきたところであり、条例の有無にかかわらず、今後もこの方向性に即して、小規模事業者に寄り添った支援に取り組んでいく。</p>						
<p>⑫資材費や経費が膨らんでいる大阪・関西万博の中止を求め、また鳥取県のパビリオン出展は中止すること。</p>	<p>2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の誘致主体は国であり、政府等が社会情勢を踏まえ責任をもって適切に判断すべきものであることから、本県から中止を求めることは考えておらず、本県の関西パビリオンへの出展についても引き続き準備を進めていく。</p>						

要望項目	左に対する対応方針等
<p>【農林水産業】</p> <p>①飼料・肥料・資材・燃油高騰が続き、終わりが見通せない。令和6年度も支援を継続すること。</p>	<p>令和6年度当初予算案において継続支援を検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県みどりの食料システム戦略推進事業 31,544千円 ・和子牛価格緊急対策事業 6,750千円 ・畜産経営緊急救済事業 44,759千円 ・がんばる漁業者支援事業 864千円
<p>②食料・農業・農村基本法の見直しでは、WHOや二国間EPA、多国間のTPPなど、不安定化している外国からの輸入依存政策を改め、食料主権の確立と、食料自給率50%を緊急の目標として設定し、食料自給率向上を国政の中心課題に据えるよう国に求めること。</p>	<p>食料自給率の向上は、国が主体的に取り組むべき課題として、現在「食料・農業・農村基本法」の改正が行われているところであり、国への要望は考えていない。</p>
<p>③農産物の「再生産可能な適正価格」の実現は、「関係者の理解醸成」に留めるのではなく、政府の財政支出によって、農家への「適正価格」が保障できるような価格保障、所得補償制度の抜本的な拡充を国に求めること。</p>	<p>「農家等の経営継続・安定のため、価格高騰に伴う生産コスト上昇に見合った生産物価格での販売となるよう具体的対策を講じるとともに国民的理解の醸成を図ること」について、令和5年6月27日及び11月14日に国への要望を行ったところである。</p>
<p>④少数の大規模農家だけでは、結局、農地の維持は困難である。専業農家だけでなく、半農半X、定年帰農、農業体験、NPO法人等、経営規模の大小や専業・兼業の別、家族・法人等の経営形態を問わず、農業に関わる多様な人々を全て大事な担い手として位置付け、数多く確保・維持することを目標に掲げること。また、県の新規就農者応援交付金は3年から5年に延長し、新規就農への支援を強化すること。</p>	<p>人・農地プランの法定化に伴い策定が進められている地域計画では、多様な担い手で地域の農地を守るための検討をすることとしている。なお、担い手に誰を位置付けるかは地域の実情を踏まえ、話し合いの中で決められるべきものである。</p> <p>また、本県では、新規就農者の経営安定のため、営農基盤整備支援と合わせて資金の交付をしており、就農応援交付金は、目標農業所得との乖離が大きい就農初期に支援している。今年度、資材高騰の影響も考慮し、2年目、3年目の支援額を増額したところであり交付期間の延長は考えていない。</p>
<p>⑤農業の営みを生態系の物質循環の中に位置付け、生物多様性と地域コミュニティを重視するアグロエコロジーを推奨し、その役割として国連・FAOが重視している小規模家族経営に対する特別な支援制度を創設すること。</p>	<p>国連・FAOにおける小規模家族経営の定義では、特に開発途上国の小農等の権利が未整備かつ不十分な状況を是正し、基本的権利を与えることが理念とされているが、2018年の「小農権利宣言」については日本及び欧米諸国が棄権若しくは反対するなど、小規模家族経営支援については、必ずしも国際社会の一致が得られておらず、日本政府としても賛同している状況にはないことから、県としても特別な制度創設による支援は考えていない。</p>
<p>⑥令和9年度以降、5年間に1度は水を張らなければ交付金を出さないという、水田活用直接支払交付金の見直しは中止するよう、強く国に求めること。</p>	<p>水田活用の直接支払交付金の交付対象水田の見直しについて制度の見直しも含め生産者に不利益が生じないように、生産現場の取組状況の検証結果に対する対応策を検討するとともに、交付金の見直しの詳細な運用を示し、生産者等への丁寧な説明を行うことについて令和5年11月に国へ要望した。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
⑦国の一般歳出予算に占める農林水産予算の割合は、1980年11.7%、2000年7.1%、2023年3.1%と縮小している。日本の国民一人当たりの農業予算は、アメリカ・フランスの半分、韓国の1/3に過ぎない。農林水産予算の抜本的増額を国に求めること。	農林水産業の競争力強化に向けた対策の推進として、生産コスト削減や収益力向上などを更に進めることができるよう、畜産クラスター事業、産地生産基盤パワーアップ事業、農業農村整備事業、林業・木材産業循環成長対策及び水産物輸出拡大関連事業など現場ニーズの高い対策について、十分な予算を確保するなど、引き続き万全の対策を講じることについて、令和5年6月27日及び11月14日に国への要望を行ったところである。
⑧有事の際に、「花農家に芋を作るよう命令」したり、「価格統制や配給制」を行う食料有事法制の検討は、岸田政権の戦時体制づくりの一環であり、直ちに中止するよう国に求めること。	食料有事法制は、有事の際の食糧確保について国の責務において検討しているものであり、国への要望は考えていない。
⑨農地の多面的機能維持は、取組を中止したいという組織が出ている。取組が継続できるよう、交付金に県が上乗せ支援するとともに、人材確保の取組を支援すること。	「みんなで取り組む農山村保全活動支援事業」（単県事業）と連携した多様な人材による支援や、「しっかり守る農林基盤交付金」（単県事業）を活用した施設の長寿命化活動への支援を行っており、県の上乗せ支援やさらなる人材確保の取組への支援は考えていない。
【公共事業・公共交通】	
①約600億円かかる山陰近畿自動車道南北線は家の立ち退きも多く、事業費も膨大である。事業の中止を国に求めること。	山陰近畿自動車道（鳥取～覚寺間）は、県東部のミッシングリンクを解消し、周辺道路の渋滞緩和や緊急搬送時間の短縮を図り、交流人口の拡大や産業振興等、多様な効果を生む公益性の高い道路であり、引き続き、国に早期事業化を働きかけていく。
②鳥取市の狐川のフェンスで、グラついて危険な箇所がある。点検して、修繕すること。	現地の確認を行い、必要に応じて修繕を検討する。
③鳥取市西品治地内を通る県道はひび割れしている箇所がある。修繕すること。	令和6年度当初予算案において検討している。 ・老朽化対策事業（舗装補修・構造物修繕） 【舗装補修】 県道若葉台東町線ほか149箇所 316,206千円
④バス・タクシー運転手が減少しており、地域交通の維持が困難になっている。運転手の賃金や処遇改善を県が支援し、運転手を確保できるようにすること。	バス・タクシー運転手を確保するため、令和6年度当初予算案において、コミュニティ・ドライブ・シェア推進事業（交通事業者主導型）の二種免許取得や採用のための広報経費などによる運転手確保策を検討している。 ・コミュニティ・ドライブ・シェア（鳥取型ライド・シェア）推進事業 452,669千円

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑤赤字ローカル鉄道に関する改正地域公共交通活性化再生法が施行されているが、採算が厳しい路線の存続を話し合う再構築協議会は、公益事業としての鉄道の役割と国の責任が明確にされなければ、廃線やバスへの転換が一段と進みかねない。そもそも JR は都市部の収益で不採算部門を含めた鉄道網を維持するという 1987 年の国鉄分割民営化時の約束を守るべきであるし、国はローカル線を守るために財政支援も含めて、その役割を発揮すべきである。再構築協議会は、廃線やバス転換ありきではなく、鉄道輸送を維持する方策を検討するよう求めること。また、鉄道事業の廃止手続きは許可制に戻すよう国に求めること。さらに、完全民営の JR について、国が線路や駅などの鉄道インフラを保有・管理する「国有民営」方式も検討するよう国に求めること。</p>	<p>改正地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき設置される再構築協議会は、利用者の利便を維持・確保することを目的として設置されるものであり、JRの廃線を前提としたものではない。</p> <p>なお、国に対しては、国が中心となり、単に採算性のみにとらわれることなく鉄道ネットワークの維持の手法を確立するよう、令和5年6月27日と11月14日に鳥取県自治体代表者会議及び鳥取県地方分権推進連盟において要望を行った。</p>
<p>【平和】 ①日本政府として、イスラエルのガザ侵攻、ロシアのウクライナ侵攻の中止を求めるよう働きかけること。</p>	<p>外交防衛については、国の専権事項であり、国において議論されるべきものである。</p>
<p>②昨年 12 月 25 日、自衛隊美保基地の C2 輸送機の逆推力装置にトラブルが生じた。以前から部品落下も続いており、徹底した原因究明と再発防止策がとられるまで飛行を中止すること。また C2 輸送機にミサイル発射機能を付加することが検討されているが、事実上の戦闘機化であり、「ジェット戦闘機は配備しない」という美保基地の覚書に反する。防衛省は、ミサイル発射機能の付加について、「C2 輸送機は有力候補だが調査検討中でまだ決めていない」という。しかし、そもそも、こうした敵基地攻撃能力の保有は憲法違反である。C2 輸送機へのミサイル発射機能の付加や美保基地への配備はやめるよう国に求めること。</p>	<p>美保基地の C-2 輸送機の逆推力装置のトラブルについては、部品落下の報告と同様に、嚴重に抗議した上で、原因究明と機体の点検確認の徹底や安全運航等による再発防止の申入れを行った。</p> <p>また、輸送機へのミサイルの配備については、令和5年度から実現可能性の調査研究が開始されたところであり、具体的に配備する輸送機の種類や基地などは決まっていないと聞いている。引き続き、国に対して、速やかに情報提供等を行うよう要望していく。</p>
<p>③防衛力整備計画では、新型空中給油機 KC46A を 7 機増設するが、配備は美保基地とは限らないとしている。すでに美保基地では 6 機も配備される予定である。戦争を招き寄せる、新型空中給油機の配備はやめるよう国に求めること。</p>	<p>防衛に関する事項は国の専権事項であり、防衛力整備計画においては、増機となる空中給油・輸送機等の具体的な配備基地については示されていない。県としては、引き続き、国に対して、速やかに情報提供等を行うよう要望していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>④昨年12月28日、午前11時過ぎ、若桜町、日南町で米軍戦闘機の飛行を住民が目撃した。また同日午後1時過ぎに若桜町で米軍戦闘機、午後2時半過ぎに日南町、鳥取市佐治町、若桜町で米軍C130輸送機・空中給油機と思われる機体の低空飛行を住民が目撃している。山梨県では、米軍のC130輸送機・空中給油機が市街地上空で空中給油を繰り返している。なぜ、この度、鳥取上空を低空飛行していたのか、理由を明らかにするよう求めること。また、低空飛行の中止を強く求めること。</p>	<p>米軍機の低空飛行訓練については、毎年、住民からの苦情の多い地域においては国の責任において騒音測定器等を設置することとともに、日米合同委員会合意を遵守し、住民に危険を及ぼし不安を与え、住民の平穏な生活を乱すような飛行訓練が行われないよう措置するよう継続して要望している。</p> <p>また、市町村と協力した米軍機の監視体制を継続しており、目撃情報の都度、国には情報提供するとともに、適切な措置を求めている。</p>
<p>⑤米軍機の低空飛行訓練について、中国四国防衛局が11月27日～12月1日に騒音測定をしたが、「飛行は確認できなかった。調査結果をもって騒音測定器がつくわけではないが、関係自治体の意見を聞いて適切に対応したい」と言っている。1週間程度の調査では実態は分からない。しかも、その調査の後、米軍の戦闘機や輸送機・給油機が低空飛行している。再度、長期にわたる騒音測定をはじめ、役場職員や住民からの聞き取り調査、県に記録されている目撃情報など、多面的に調査するよう国に求めるとともに、騒音測定器の設置を強く求めること。</p>	
<p>【ジェンダー平等】 (1) 家族従事者（事業主の妻）の正当な働き分を認めない、封建的な「家制度」の名残である所得税法56条の廃止を国に求めること。</p>	<p>家族従業者の給与に対する所得税法上の取扱いは、個人事業所得の認定のあり方という税制の根幹に関わる問題であり、課税の公平性を含め、国において租税制度全体の制度設計の中で検討されるべきものと考えており、引き続き政府・与党税制調査会等の動向を注視していくこととしている。</p>
<p>(2) 学校のトイレへの生理用品配備の現状を示すこと。そして配備を進めること。</p>	<p>学校のトイレへの生理用品配備については、令和4年度の調査により、県立学校33校中1校で女子トイレへの配備を把握しており、その配備については、各学校の実態等に依りて判断している。</p> <p>なお、県立学校ではほとんどの学校で保健室に生理用品を備え、必要な生徒からの申し出に応じて配付する形で対応しており、生徒が保健室に相談に来ることをきっかけに、養護教諭等が本人や家庭の状況を聞き取り、場合によっては福祉分野など外部の関係機関につなげていくことで、背後にある課題の根本的な解決を図るよう努めていることから、一律に学校内のトイレに生理用品を配備することは考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(3) セクハラに対する刑事罰、民事救済の規定を持つ法律がない国は、OECD加盟国の中で、日本、チリ、ハンガリーの3か国だけである。ILOは、2019年、「労働の世界における暴力とハラスメント禁止条約」を採択しているが、日本は棄権している。日本の現行法では、予防措置を事業所に義務付けているだけで、ハラスメント禁止が明文化されておらず、セクハラ、マタハラ、パワハラ、SOGIハラなどが人権侵害であり犯罪であることが徹底されていない。職場でのあらゆるハラスメントを防止するため、禁止規定と適切な制裁措置を盛り込んだ法整備を行うこと。また、被害者救済のための労働行政の体制を確立・強化し、独立した救済機関を設置するよう求めること。</p>	<p>労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会で議論されることとなっており、その動向を注視していきたい。</p>
<p>(4) 日本は国連から、「女性が婚姻前の姓を保持できるよう夫婦の氏を選択に関する法規定を改正すること」との勧告を受けている。選択的夫婦別性を制度化するよう求めること。</p>	<p>選択的夫婦別姓制度については、国の第5次男女共同参画基本計画において、「国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断を踏まえ、更なる検討を進める」とされており、全国知事会において制度の導入に係る議論の活性化を国に要望している。</p>
<p>(5) 同性婚を認めるよう、民法を改正すること。</p>	<p>同性婚については、国において検討されるべきものであり、民法の改正を国に求めることは考えていない。</p>
<p>(6) 性的マイノリティへの差別を明確に禁止する法律を整備するよう国に求めること。</p>	<p>昨年6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されたばかりであり、現在国において「性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議」が設置され、国民の理解の増進に関する基本計画や指針策定等に向けた連絡調整が行われているところ。その動向は注視していくが、法律の整備は国において行われるものであり、求めることは考えていない。</p>
<p>(7) リプロダクティブ・ヘルス&ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点に立ち、政治や制度を改善すること。 ①子どもの年齢・発達に即した、科学的な「包括的性教育」を公教育に導入すること。</p>	<p>本県の公立学校における性に関する指導については、学習指導要領に基づき、また、県教育委員会作成の「性に関する指導の手引き（H28）」を参考にしながら、保健体育科や理科における生理学的な内容だけではなく、学校教育活動全体を通じて性に関する指導を行っている。</p> <p>また、教科等において学習した知識や情報を自分のものとし、体験的な学びへと深めるため、各学校の実態に応じ、産婦人科医師等の専門家を講師として招聘し、専門的な立場からの「将来の家族計画」や「人工妊娠中絶」に関する講演や、LGBT当事者の講演など、教科や活動だけでは学べない部分や臨床現場の生の声を聴くなどの取組を、中学・高校を中心に県内の多くの学校が実践している。</p> <p>今後も教科による学習だけではなく、教科外での体験活動を含めた教育活動全体を通して、性に関する指導の一層の充実を図っていく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>②避妊も中絶も、女性の大切な権利であり、避妊薬と緊急避妊薬を安価で入手しやすくすること。中絶医療を国際水準まで高めること。</p>	<p>中学生・高校生及び学生、社会人等20～30歳代の方を対象に助産師による出前講座を行い、中絶や避妊を含む妊娠・出産の基礎知識や、いのちの大切さ、心と体の健康等について、若いうちから正しい知識を得られるよう支援する。</p> <p>・健やかな妊娠・出産のための応援事業（描こう！ライフプラン出前講座事業）</p> <p style="text-align: right;">5,992千円</p>
<p>③明治期から残る刑法の自己墮胎罪や、母体保護法の配偶者同意要件を廃止するよう国に求めること。</p>	<p>法改正については、国において検討されるべきものである。令和5年6月14日に「刑法及び母体保護法の一部を改正する法律案」が参議院に提出され、議案未了で廃案となっているが、今後も引き続き、国の動向を注視していく。</p>
<p>④生理用品の恒久的な無償配布、学校など公的施設のトイレへの設置を進めること。非課税の対象とするなど、より安価で入手しやすくするよう国に求めること。</p>	<p>県立学校では、ほとんどの学校で保健室に生理用品を備え、必要な生徒からの申し出に応じて配付する形で対応しており、生徒が保健室に相談に来ることをきっかけに、養護教諭等が本人や家庭の状況を聞き取り、場合によっては福祉分野など外部の関係機関につなげていくことで、背後にある課題の根本的な解決を図るように努めていることから、一律に学校内のトイレに生理用品を配備することは考えていない。</p> <p>生理用品の提供を通じた様々な課題や困難を抱える女性に寄り添った支援については、国において地域女性活躍推進交付金として予算措置されているところであり、市町村における当該交付金活用の後押しや各市町村での措置状況についての情報共有を引き続き行っていく。</p>
<p>(8) 女性差別撤廃条約を実効性あるものとするため、調査制度や個人通報制度を定めた選択議定書を早期批准するよう国に求めること。</p>	<p>女子差別撤廃条約選択議定書については、国の第5次男女共同参画基本計画において「諸課題の整理を含め、早期締結に向けて真剣な検討を進める」とされていることから、引き続きその動向を注視していく。</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>【鳥取県保険医協会関係】</p> <p>①令和5年度に実施された「医療・社会福祉・保育施設等物価高騰対策応援金」について、令和6年度も実施をすること。物価、光熱水費の高騰が、長期化しており、また、人材確保のための賃上げに伴う人件費の高騰のため、医療経営は非常に厳しい状況が続いている。医療機関の収入は原則、公定価格で決まっており、高騰分を価格転嫁することができないため、地域医療を守る取組の一つとして、実施の検討をお願いしたい。</p>	<p>これまでの県及び全国知事会を通じた国への要望等の効果もあり、令和6年度の診療報酬改定において、物価高騰への対応や医療従事者の賃上げ相当分が盛り込まれたところであり、県による支援の継続は考えていない。</p> <p>なお、診療報酬改定が行われる令和6年6月までの間に限り、令和6年度当初予算案において、一時的な支援を検討している。</p> <p>・医療機関・高齢者施設等物価高騰対策支援事業 196,778千円</p>

市谷議員 要望項目一覧

令和6年度当初分

要望項目	左に対する対応方針等
【新日本婦人の会鳥取県本部関係】 ①県独自の30人学級を高校まで拡大すること。	令和新時代の県立高等学校教育の在り方に関する基本方針（令和8年度～令和17年度）案（概要）についてパブリックコメントを実施（R5.7.6～R5.8.18）したところ、少人数学級を求める声が一定程度あった。一方、少人数学級を実施するにあたっては財政負担についても検討する必要がある、望ましい高等学校の在り方について慎重に検討を進めていく。
②教職員定数を増やし、正規化を進めること。	令和元年度実施の教員採用試験から新たに関西会場を設定するなど、教員の質・量的確保を行っているところである。なお、今後の必要教員数の変動及び年度中途の学級数の変動等への対応など、学校現場の影響等を踏まえ、一定数の定数内講師の配置は、定数管理上必要と考えている。
③全ての小中高、高等専門学校のトイレに生理用品を配備すること。	県立学校では、ほとんどの学校で保健室に生理用品を備え、必要な生徒からの申し出に応じて配付する形で対応しており、生徒が保健室に相談に来ることをきっかけに、養護教諭等が本人や家庭の状況を聞き取り、場合によっては福祉分野など外部の関係機関につなげていくことで、背後にある課題の根本的な解決を図るように努めていることから、一律に学校内のトイレに生理用品を配備することは考えていない。
④スクールカウンセラーの増員など、不登校や悩みを抱える生徒へのきめ細やかな対応ができるようにすること。	様々な困り感を抱える児童生徒個々の要因・背景を見立てる教職員の力量を高め、関係機関と連携しながら適切な支援に繋げ、課題の解決または改善を図るとともに、すべての児童生徒にとって安心・安全で人の関わりによって他者を思いやり自己有用感が醸成されるような学校づくりに向けて、「いじめ・不登校等対策連携会議」等を定期的開催することで、県教育委員会と市町村教育委員会等関係機関との更なる連携強化を図っていく。 併せて、児童生徒の学級復帰や高校進学に成果を挙げている校内サポート教室や学校生活適応支援員の拡充や、スクールカウンセラーの緊急支援における派遣時間数増や小学校を効果的に巡回できる仕組みづくりを令和6年度当初予算案で検討している。 ・不登校児童生徒のつながり・学びの充実推進事業 8,916千円 ・いじめ防止対策推進事業 12,883千円 ・スクールソーシャルワーカー活用事業 77,941千円
⑤防災拠点となる学校の体育館の洋式トイレ化、バリアフリー化、エアコン設置を早急に進めること。	公立小中学校体育館のトイレ洋式化、バリアフリー化及びエアコン整備については、国の補助金や起債など、多様な財源を活用できることから、引き続き積極的な活用について、市町村に周知する。また、市町村が緊急防災・減災事業債を活用して避難所公立小中学校体育館のトイレ洋式化を行う場合に必要な経費の一部を補助することにより、引き続き整備促進を支援することを令和6年度当初予算案で検討している。 ・教育財産管理事業費（避難所公立学校体育館環境整備補助金） 558千円

要望項目	左に対する対応方針等
⑥学校給食への補助を行い無償化を図ること。地場農畜産物の再生産のために、給食の地元産品への補填を県として行うこと。	学校給食費については、学校設置者である市町村が負担すべきと考えており、無償化は市町村の判断に委ねるべきものであると考えるため、県による補填は考えていない。 小中学校の給食で有機農作物を使用するかどうかは、各市町村の判断によるものであり、県教育委員会として市町村教育委員会に対して特段の働きかけをすることは考えていない。
⑦高校生のタブレット購入費を全員無料にすること。	県立高校生のタブレットについては、今後の更新費用や他県の対応状況等も踏まえ、入学者に自費購入していただいているが、低所得世帯に対する支援として県が無償貸与を行っており、更なる支援は考えていない。
⑧学校の断熱化に取り組むこと。	県立学校の断熱化については、長寿命化改修工事に伴う建具の定期更新を行う際、より断熱性の高い複層ガラスを活用する方針としている。また、窓ガラスに遮熱フィルムを張り付けることにより、安価で冷暖房の効果が高まることが期待されるため、建具の更新に先立って遮熱フィルムの導入も進めている。
⑨公的施設（公民館も含む）のWi-Fi環境を早急に整備すること。	公的施設のWi-Fi環境整備については、各施設管理者において施設の目的や利用者のニーズにあった整備を推進されている。県は、県立施設及び県内の主要観光地、公共交通拠点などのWi-Fi環境整備を進めていくこととしている。
⑩困窮する一人親世帯に対し、県独自の支援制度を作ること。（例えば住宅補助制度や大学、専門学校に進学する際の支援金等）	困窮するひとり親家庭への支援は、国、県、市町村及び関係団体の制度があり、新たな県独自の支援制度の創設は考えていない。
⑪国民健康保険の子どもの均等割部分を県が負担し、無料化すること。	未就学児の均等割の軽減措置は、子育て世帯の負担軽減の観点から、法令に基づき実施しているものであり、さらなる負担軽減は制度設計を行っている国において行われるべきものとする。対象範囲の拡充及び軽減割合の拡大について、国に対して全国知事会及び本県から引き続き要望を行い、今後の国の動向を注視していく。
⑫通学路の危険箇所を早期に改善すること。	児童生徒の通学路については、毎年、年度当初に各学校が保護者や地域住民等と連携して交通安全面、防犯面等から通学路の点検を行い、その結果を踏まえて学校・市町村教育委員会、道路管理者、警察等関係者による合同点検・検討を経て、各関係機関がそれぞれの分野で対策を行い、通学路の安全性の向上を図っている。 今後も、児童生徒の大切な生命を守るために、関係機関が連携しながら速やかな対策、予算の確保など通学路の安全確保の強化及び安全性の向上に努めていく。
⑬白線や、路面の道路標識が消えかかっている所がたくさんあるので、改善すること。	道路パトロール点検等により、修繕が必要な箇所について改善を行う。
⑭島根原発の再稼働に反対すること。	島根原発2号機は、原子力規制委員会における新規制基準適合性審査で適合すると認められ、設置変更許可を受けている。
⑮航空自衛隊美保基地の強化、米軍との共用はやめること。	外交防衛に関する事項は国の専権事項であり、国で議論されるべきものである。 県としては、国に対して、航空自衛隊美保基地等に配備されている航空機の安全対策に万全を期するようにすることとともに、住民の不安を軽減するため、住民生活に影響の大きい米軍の訓練については、その訓練予定日や飛行ルートなどの訓練内容を、国の責任において、事前に情報提供を行うよう継続して要望している。

要望項目	左に対する対応方針等
⑯米軍の低空飛行訓練をやめるよう求めること。騒音測定器を騒音被害のある場所に設置すること。	米軍機の低空飛行訓練については、毎年、住民からの苦情の多い地域においては国の責任において騒音測定器等を設置することとともに、日米合同委員会合意を遵守し、住民に危険を及ぼし不安を与え、住民の平穏な生活を乱すような飛行訓練が行われないよう措置するよう継続して要望している。
⑰県の施設、行事には自衛隊を使わないこと。特に子ども向けイベントに自衛隊を招致しないこと。自衛隊からの参加の申し出があった場合も断ること。	自衛隊は自然災害の際の救助など、県民の生命や財産の保護に寄与していただいているところであり、その活動について県民に日頃から理解をしていただくことは重要であり、今後も引き続き自衛隊との連携を図っていく。
⑱ミサイル発射に備えて、耳をふさぐ、しゃがむなどの訓練を子どもたちに対してしないこと。敵愾心をあおるだけである。	弾道ミサイル落下時にどのような行動をとるべきかは、自らの生命を守る観点から大変重要であり、今後も県民向けの訓練を実施していく。
【鳥取県腎友会関係】 ①鳥取県特別医療費助成制度を継続すること。	鳥取県特別医療費助成制度について継続して実施するよう、必要となる経費について、令和6年度当初予算案での対応を検討している。 ・特別医療費助成事業費 1,895,122千円
②腎臓専門医・透析専門医を育成し、透析施設に常勤医師を配置すること。	専門医（腎臓専門医・透析専門医）の育成及び腎疾患治療（透析医療、移植医療）の充実強化を図り、透析患者が安心して医療を受けられる体制整備を進めるため、鳥取大学医学部附属病院が設置した「腎センター」の運営費に対する支援を行っているところ
③透析介護認定看護師・臨床工学士及び、管理栄養士を充実すること。	であり、令和6年度当初予算案においても、支援の継続を検討している。また、透析介護認定看護師を含め、認定看護師の養成・確保を進めており、令和6年度当初予算案においても、認定看護師養成研修受講支援等の取組の継続を検討している。 ・鳥取県地域医療介護総合確保基金事業（鳥取大学医学部附属病院腎センター支援事業） 9,800千円 ・認定看護師養成研修事業（鳥取県地域医療介護総合確保基金事業分含む） 9,750千円
④透析患者の通院対策及び、通院支援を行っている病院に対し助成すること。	透析患者などの身体障害者手帳をお持ちの方が通院される際には、タクシー等の割引制度があるほか、市町村が単独で通院費助成制度を設けているところもあるので、その活用を呼びかけていく。
⑤介護が必要な透析患者が、介護施設へスムーズに入居できるシステムを構築すること。	令和6年度の介護報酬の改定において、定期的かつ継続的に透析を必要とする入所者で、家族や病院等による送迎が困難であるなどやむを得ない事由がある方について、施設職員が月12回以上の送迎を行った場合、新たな加算が設けられる見込み。そのような情報を介護施設事業者等へ広く周知し、透析が必要な方の受入れに係る介護施設の負担を軽減し、透析患者が円滑に入居できるよう働きかける。
⑥透析患者を増やさないために、慢性腎臓病（CKD）予防対策を推進していく取組と助成をすること。	慢性腎臓病（CKD）予防対策（糖尿病診療の窓口となるかかりつけ医や糖尿病療養指導士の養成、円滑な医療連携等の推進など）及び鳥取県腎友会と共催による県民向け講座の開催について継続して実施するよう、令和6年度当初予算案で検討している。 ・糖尿病・慢性腎臓病（CKD）予防対策事業 1,940千円

要望項目	左に対する対応方針等
⑦災害時の透析医療の確保及び、透析病院の防災計画書の作成を指導すること。	<p>県では、透析医療に精通した医師を災害医療コーディネーターとして配置（県全域で1名、各医療圏で1名ずつ委嘱）し、災害時の医療救護活動の支援調整を行う体制を整備している。また、平成27年に策定した「災害時における透析医療の活動指針」に基づき、災害時における関係機関（各保健所、鳥取県透析医会、腎友会、透析医療機関、県など）相互の連携体制を確保するとともに、研修会や連絡会議の開催等を通じて、透析医療機関におけるBCP（業務継続計画）の策定・見直し等の支援を進めているところである。</p> <p>・医療行政費（BCP策定推進事業） 1,000千円</p>
⑧臓器移植と再生医療の普及・推進を図ること。	<p>提供施設となる医療機関の体制整備に取り組むとともに、鳥取県臓器・アイバンクに県臓器移植コーディネーターを配置し、県民及び医療従事者への移植医療の普及啓発と臓器移植の推進に取り組んでいるところであり、本年10月には、本県では初となる「第25回臓器移植推進国民大会」の開催も検討している。</p> <p>また、鳥取大学医学部附属病院内に設置された「腎センター」において、移植医療に係る人材育成を図っているところである。</p> <p>・移植医療推進事業 16,293千円 ・第25回（令和6年度）臓器移植推進国民大会開催事業 3,500千円</p>
⑨高齢化が進む患者へのサルコペニア・フレイル対策として、腎臓リハビリテーションの普及と推進を図ること。	<p>腎臓リハビリテーションの一環である効果的な生活療養指導を実施するための人材育成（研修会）や慢性腎臓病に関する県民向け講座について継続して実施するよう、令和6年度当初予算案で検討している。</p> <p>・糖尿病・慢性腎臓病（CKD）予防対策事業 1,940千円</p>
⑩県内の主な会議場に、腹膜透析患者が休憩時間に透析液パックを交換出来る場所を設置すること。	<p>県内の主な会議場で腹膜透析患者が休憩時間に透析液パックを交換出来る場所の設置については、あいサポート運動の研修等を通じて、イベント運営者等に必要な配慮を周知していく。</p>
⑪新型コロナが5類化されたが、感染がなくなったわけでない。令和6年度も、コロナのワクチン無料化、あるいは助成を、基礎疾患がある人、高齢者などは継続すること。（インフルエンザワクチンは自治体が助成している）	<p>令和6年度以降の新型コロナワクチン接種については、現在の季節性インフルエンザと同様の扱いとなり、市町村の自治事務とされたことから、県内市町村では、令和6年度予算において費用面の措置を検討するとともに、各圏域ごとに各地区医師会との接種委託等に関する協議の準備を開始している。</p> <p>ワクチン価格をはじめ、国からの決定事項の伝達は2月以降になると言われていることから、県としては国の動向を注視し、必要に応じて対応を検討していく。</p>
<p>【鳥取の保育を考える会関係】</p> <p>①国に対して、子どものために保育士配置基準の引き上げと、労働条件改善による保育士増員と、さらなる賃金引き上げを国に求めること。</p>	<p>保育士の配置基準見直しによる負担軽減や公定価格の充実による処遇改善について引き続き国に要望していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>【一般社団法人鳥取県私立学校協会関係】 (中学高等学校部会)</p> <p>(1) 働き方改革の推進にあたり、教員についても部活動のあり方などが課題となっており、次の点に配慮すること。</p> <p>①外部人材の活用等への支援の充実と柔軟な運用をすること。</p> <p>②休日等の大会への教員派遣の負担を軽減すること。</p> <p>③外部指導員の指導手当等の助成を充実すること。</p> <p>④寮に係る生徒指導等への助成を充実すること。(私学にはスポーツ振興のために多くの県外出身の生徒が寮で生活し、その指導に多くの教員が関わっている)。</p> <p>⑤特別の支援を要する生徒のための補助員(特別支援教育支援員)の確保と助成を充実すること。</p> <p>⑥スクールカウンセラーの人材確保及び補助を増額すること。</p> <p>⑦クレーム等への対応に係る、弁護士等の専門職員の採用に対する支援を充実すること。</p>	<p>外部人材活用の推進や寮舎監、スクールカウンセラー等の配置等、私立学校の働き方改革推進に対する支援について、引き続き令和6年度当初予算案において検討している。</p> <p>また、私立学校の弁護士等確保に係る費用や報酬は、私立学校教育振興補助金事業の教育管理費として支援できるほか、学校活動の改善等のために追加的に配置する人材については心豊かな学校づくり推進事業で支援している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立学校教育振興補助金(私立学校教育振興補助事業) 1, 846, 444千円 ・私立学校教育振興補助金(心豊かな学校づくり推進事業) 12, 287千円
<p>(2) 県外や海外からの生徒募集は県が進める移住政策とも重なる。学生寮の整備・修繕・運営に対する支援の充実、県外・海外生徒の受入に係る生活面の支援の充実、大規模改修補助金の補助率の引き上げを行うこと。</p>	<p>県外生徒等の募集、受入の支援として、寮の舎監の配置経費及び既存建物の改造による寮の整備経費への補助について、引き続き令和6年度当初予算案において検討している。</p> <p>大規模改修に係る補助金の補助率引上げについては、考えていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立学校教育振興補助金(私立学校教育振興補助事業) 1, 846, 444千円 ・私立学校施設整備費補助金(私立高等学校等大規模修繕等促進事業補助金) 31, 475千円
<p>(3) 地域によっては公共交通がしっかり整備されていなかったり、JR便の削減等でスクールバスに頼らざるを得ない現状がある。「スクールバスにおける警備員の配置」には補助があるが、「スクールバス運行業務」は対象外である。毎日確実にスクールバスを運行し、故障やドライバーの病気、不測の事態に対応するためにも、スクールバス運用に対し助成すること。</p>	<p>スクールバスの運用については、安全確保のため必要な警備員配置を支援しており、運行業務に係る支援については考えていない。</p>
<p>(4) GIGAスクール構想は、オンライン授業の充実につながるものであり、その実現のため都市部や公立学校との格差が広がらないよう、タブレットの生徒全員への配布のための支援を拡充すること(低所得家庭への支援の充実)。</p>	<p>ICTを活用した教育を推進するための取組に対する支援について、引き続き令和6年度当初予算案において検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立学校教育振興補助金(私立学校教育振興補助事業) 1, 846, 444千円

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(5) エネルギー関連価格をはじめ諸物価の高騰は学校経営を直撃することは必死の情勢である。光熱水費、燃料費の高騰に対する支援をすること。</p>	<p>エネルギー価格の高騰に係る支援について、緊急対策として令和5年度補正予算で措置したことに加え、物価の状況を踏まえ、令和6年度当初予算案において検討している。</p> <p>・私立学校等物価高騰対策支援事業 7,900千円</p>
<p>(6) 海外研修旅行について、諸物価高騰により海外への渡航費用が急激に上昇しており、経済的な理由で参加できない生徒が急増している。多感な時期に海外体験することは生徒の視野を広げ、未来の日本を支える人材育成に有意な効果があることは自明である。是非、高校生海外研修旅行・修学旅行に関する保護者向け補助金制度を創設すること。</p>	<p>海外研修旅行は、各校の魅力化・特色化として個別に取り組みられているものであり、特別な支援は考えていない。</p>
<p>(7) 防犯設備について、現行の私立学校施設整備費補助金では、400万円以上が補助対象となっており、既存の台数への追加設置や機器の更新の計画を鑑みると、上限に達しない状況である。柔軟な事案に対応できる、鳥取県独自の補助金を創設すること。</p>	<p>学校における生徒、教員等の安全を確保するため、防犯監視システム等設備設置等に対する補助について、令和6年度当初予算案において検討している。</p> <p>・私立学校施設整備費補助金（私立高等学校安全管理対策（防犯対策）事業補助金） 1,097千円</p>
<p>(8) 社会のグローバル化に伴い、大学進学も国内だけでなく海外大学が候補に入ってきている。海外大学を目指す生徒への支援のため、県独自の給付型奨学金を新設すること。海外進学的能力測定に必要となる民間英語試験受験料の助成対象者の所得制限の撤廃、もしくは緩和をすること。鳥取県スーパーグローバルハイスクール補助金の廃止に伴い、グローバル事業に特化して補助金事業を創設すること。</p>	<p>海外大学進学者に向けた給付型奨学金については、鳥取県育英奨学資金等の既存の制度が活用できることから、制度の新設は考えていない。</p> <p>海外進学に必要な英語試験については、低所得者に対する受験費用の支援について、引き続き令和6年度当初予算案において検討している。</p> <p>グローバル人材育成のための英語教育の強化に係る経費に対する支援について、引き続き令和6年度当初予算案において検討している。また、高校生の海外派遣支援についての拡充について令和6年度当初予算案において検討している。</p> <p>・私立学校支援等事業（海外進学に必要な民間英語試験受験料助成事業） 200千円</p> <p>・私立学校教育振興補助金(心豊かな学校づくり推進事業) 12,287千円</p> <p>・世界に羽ばたく人材育成事業 23,076千円</p>
<p>(9) 鳥取県高校生通学費助成事業の対象を、中学生にも拡大すること。</p>	<p>鳥取県高校生通学費助成事業の制度見直しは、実施主体である市町村において合意形成を図ることが前提であり、現時点では、中学生を対象を拡大することは考えていない。</p>
<p>(10) 県立・私立を超えた人材確保、育成方策として、県外PR活動への支援や、鳥取県全体での教員確保及び紹介支援等を目的とした仕組みを創設（教員人材バンク等）すること。</p>	<p>公立学校教員の確保においては、各種説明会に加えて、SNSや動画配信を活用した情報発信、関西会場の設定など様々な施策を行うことでようやく確保できている状況であり、提案のあったような人材バンク創設等は困難である。加えて、私立学校とは求める教師像や休暇制度の違い等による、採用条件提示の困難性など課題も多いことから、公私を越えた人材確保の仕組みを構築することは考えていない。</p> <p>私立学校教員に係る職員募集・人材確保に要する経費は、教育振興補助金の対象経費として支援しており、特別な支援は考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(幼稚園・認定こども園部会)</p> <p>①私立幼稚園・認定こども園の経営基盤の強化と給与を改善するため、幼児教育・保育の基盤整備・教科及び質の向上は、子どもたち一人ひとりの豊かな育ちを支え、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、子どもたちの今と未来の幸せの鍵を握っている大きな要素である。そのためには、何といたっても安定して経営基盤の確保と愛情豊かで優秀な幼稚園教員・保育士の確保が重要である。ぜひとも施設型給付の公定価格の確保・充実について、各段に配慮し、国に要望すること。また、幼稚園教諭・保育士の処遇改善に対しても格別の支援をすること。</p>	<p>保育人材の確保と定着がより一層進むよう、公定価格の充実による処遇改善等について引き続き国に要望していく。</p>
<p>②保育の受け皿の整備が進められる中、幼稚園や認定こども園においては、幼稚園教員・保育士の人材確保に苦慮している。特に無償化に伴う長時間保育利用者や預かり保育利用者の増加、また保育の低年齢化、1クラスの少人数化、チーム保育による複数担任制の導入、特別支援教育担当職員の配置等への対応が喫緊の課題となっている。そういった状況の中で、質の高い幼児教育・保育を実現するためには、質の高い人材の確保が不可欠である。ついては、県内就職希望者への処遇加算、更に総合的な人材確保対策を講じること。また将来の職業選択肢として、中学・高校の進路指導においても先生方からの助言を要望する。</p>	<p>保育人材の確保等に向けて、保育の魅力発信や出前講座、修学資金貸付事業等に取り組み、養成施設との連携も強化してきているところであり、引き続き令和6年度当初予算案において検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「シン・子育て王国とっとり」保育人材確保強化事業 81,100千円 ・鳥取県保育士等修学資金貸付事業 23,258千円
<p>③特別支援教育・保育の円滑な実施にあたっては、より深い知識と専門性が求められ、幼児一人ひとりの障がいの程度に応じたきめ細かな支援・対応が必要である。そのため、実施する園に対する国及び県単独での補助金の拡充について格別に配慮すること。</p>	<p>障がい児を受け入れる幼稚園等に対する補助事業について、従来、国事業は2名以上の障がい児受入が要件であり、1名受入の場合は単県事業により支援を行ってきたが、令和6年度から国事業の要件が拡充（1名受入も対象）されたことから、国事業を活用して支援を行うことを令和6年度当初予算案において検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立幼稚園等施設整備・運営体制支援事業 83,154千円
<p>④子育て支援事業について、地域の子育て支援の幅広いニーズに応えて、預かり保育、未就園児親子登園、園開放、親子の集い、子育てサークル、子育て相談等幅広い子育て支援事業を実施して、孤立した育児の支援強化や良質な成育環境の提供に努力している。国において全ての子育て家庭を対象とした「こども誰でも通園制度」の制度設計が進められているが、親子登園をはじめとする利用方法や運営のあり方など、現場のニーズに沿った制度設計となるよう要望する。また、現在実施している子育て支援事業に対して、公的支援を充実すること。</p>	<p>「こども誰でも通園制度」について、現場のニーズに沿った実効性のある制度設計に取り組むよう、引き続き国に要望していく。</p> <p>また、子育て支援事業に対する公的支援の充実について国に要望していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑤ 2歳児子育て支援児への公的支援について、低年齢児の幼児教育・保育の重要性が認識されている中、2歳児の幼児教育・保育は、就労家庭においては制度の中で守られているが、在宅子育て家庭の2歳児就園については、制度外となっている。0歳から5歳にかけて乳幼児の切れ目ない育ちの中で、家庭での一対一の子育てから集団保育にスムーズにつなげていくことは極めて重要である。在宅子育て家庭の2歳児から3歳児へのスムーズな子育てという観点にも配慮し、在宅子育て家庭の2歳児の受け入れに対しても、等しく幼児教育・保育に対する支援が受けられるよう幅広い公的支援をすること。</p>	<p>幼児教育・保育の完全無償化を実現するよう、引き続き国に要望していく。</p>
<p>⑥ 電気・ガス・食料品等物価高騰に対する支援については、エネルギー・食料品等価格の高騰の地域の実情に合わせて、必要な支援をすること。</p>	<p>令和6年度の公定価格の改定において、物価高騰への対応や保育従事者の賃上げ相当分が盛り込まれたところであり、県による支援の継続は考えていないが、引き続き国の動向を注視しながら状況に応じた必要な支援を検討していく。</p>
<p>⑦ 幼稚園教諭免許状の上進のための免許法認定講習・免許法認定公開講座の開設については、鳥取県では幼稚園一種免許状の単位修得に資する免許法認定講習などは実施されていない。文部科学省においては、「幼稚園免許法認定講習等推進事業」を公募しており、国レベルで免許状上進を課題としてとらえている。鳥取県においても、幼児教育実践者の資質・能力の向上を図る観点から十分な受講機会を確保すること。</p>	<p>幼児教育に係る職員の資質・能力の向上については重要な課題と捉え、県としても毎年様々な研修を開催しており、一種免許状の単位修得に資する免許法認定講習を開催し、受講機会を確保することを令和6年度当初予算案で検討している。</p> <p>・ 幼児教育専門性向上事業 1, 6 6 6 千円</p>
<p>(専修各種学校部会)</p> <p>① 専修学校（技能教育施設を除く）の運営費補助金については、現在、専門・一般課程においては人件費を除く経費の1/15、高等課程においては2/15の助成をいただいている。しかし、運営費経費に占める人件費割合は高く、少子化の中、生徒減少に加えて人件費が経営を圧迫している。また、県内専門学校は、平成7年40校をピークに令和5年現在24校まで減少の一途を辿っている。今後も募集停止・休校・廃校の検討がなされている学校もあることから、県内専門学校の維持のため、是非とも人件費を含む補助体系の再検討をすること。</p>	<p>専門課程のみを運営費支援の対象としている自治体が多いなか、本県では専門課程のみならず一般課程を含む全ての私立専修学校に対して支援を行っており、引き続き、これまでと同様の運営費支援を行っていく。</p> <p>また、専門課程は、医療、介護など地域に必要な専門人材の育成、地元定着に貢献いただいております。手厚い教育を行う場合の人件費加算について、令和6年度当初予算案において検討している。</p> <p>・ 私立学校教育振興補助金（鳥取県私立専修学校教育振興補助金） 1 1 3, 7 4 9 千円</p>
<p>② 高等専修学校に対して、鳥取県独自に助成措置を予算化していただいているが、より一層の補助の拡充のため、その裏付けとなる高等専修学校に対する補助に係る地方財政措置（特別交付税）の創設につき、引き続き国に要望をすること。</p>	<p>令和5年7月に国要望を実施しており、必要に応じて、引き続き国への要望を検討する。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
③鳥取県私立専門学校職業実践専門課程推進事業補助金について、当該課程に対する助成額は学校割（補助率 1/2・上限 15 万円）となっているが、補助対象経費科目の拡大・拡充を検討すること。	補助対象経費の拡充を、令和 6 年度当初予算案において検討している。 ・私立学校教育振興補助金（私立学校教育振興補助事業） 300千円
④鳥取県私立専修学校大規模修繕促進事業補助金について、令和 4 年度より補助金を新設していただいたが、補助金の実効性をいかにするために、一事業当りの補助を総事業当りに変更するか、または対象事業の事業費下限を 500 万円から引き下げること。	大規模修繕事業を支援する目的に照らし、事業費下限の引き下げは考えていない。なお、一体的な修繕計画とみなされる事業が 500 万円を超えれば、対象事業となる。
⑤専門学校・短大・大学鳥取県進学フェアは、現行の参加校を、令和 5 年度より鳥取県内高等学校教育機関（専門学校・鳥取大学・公立鳥取環境大学・鳥取看護大学・鳥取短期大学）全てに拡大した。県内高校生に地元高等教育機関、地元企業の魅力を再認識していただき、県内進学・県内就職数の増加に繋げ、地元産業を支える人材育成、地域活性化を担う若者の定住促進を図るため、事業拡大の結果を踏まえて、今後の補助金の大幅な増額をすること。	令和 6 年 2 月に開催される進学フェアの結果などを確認した上で、令和 7 年度以降の必要な支援を検討していく。 ・私立学校協会補助金（私立学校協会補助金） 1,870千円
⑥with コロナ時代の到来を想定し、従来からのコロナ対策補助金を継続すること。特に介護・福祉・医療分野の専門学校は実習が伴い、実習先のコロナ対策上、実習前後のコロナ検査が必要となっている。生徒・教員分の検査キット購入費用を助成すること。	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが 5 類感染症になったことを考慮し、特段の助成は考えていない。
⑦鳥取県不登校児童生徒支援事業費補助金について、現在フリースクールに通う児童生徒を持つ家庭には、各市町村から通所費用を支援いただいている。しかし、支援の幅は、市町村ごとで異なっており、できれば、全市町村において、全額補助に改正すること。については、県からも各市町村にその旨働きかけること。	フリースクールの通所費用支援については、事業実施主体である市町村が市町村教育委員会とも調整の上、実情に応じて設定しているものであり、県が働きかけを行うことは考えていない。
⑧各種学校については、私学助成法において、運営費補助の対象外となっている。しかし、専修学校同様に、『地元で学び、地元で働く』学生を多数輩出している。そこで、学校への助成ではなく、学生・保護者への負担軽減のため経済的支援を検討すること。	各種学校等への進学に際し、金融機関から進学資金を借り入れた者に対して、鳥取県大学等進学資金助成金等の既存の制度が活用できることから、県独自の支援は考えていない。

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑨県内高校生（進路決定者）の運転免許取得の時期を、なるべく早期の通学許可に変更するよう、鳥取県高等学校長協会に要望すること。また電気料金の値上げ、ガソリン代の高騰に対する補助金を、自動車学校にも支給すること。</p>	<p>県立高校では、就職等の際に自動車免許を必要とする生徒が、その時期までに確実に取得できるよう入所時期を含めて適切に対応するように各学校に依頼しており、令和5年度には全ての県立高校で入所時期について改めて検討・確認を行い、就職者の多い学校では、夏季休業中からの入校や冬季休業前よりも1週間早めて入校を許可するなど、各学校の状況に応じて対応している。引き続き、各学校が適切な対応をとるよう、校長会等を通じて働きかけていく。</p> <p>エネルギー価格の高騰に係る支援について、緊急対策として令和5年度補正予算で措置したことに加え、物価の状況を踏まえ、令和6年度当初予算案において検討している。</p> <p>・私立学校等物価高騰対策支援事業 7,900千円</p>
<p>（鳥取県私学振興会事業に関する各種要望）</p> <p>①鳥取県私学振興会の実施する退職金給付事業に対する補助率「標準給与総額の1000分の36」は、全国各県の中では高い水準であり、高く評価する。私学教職員の福利厚生の中核である退職金に関わるものであり、現行の補助率を堅持すること。</p>	<p>退職金資金給付制度については、引き続き、令和6年度当初予算案において支援を検討している。</p> <p>・私立学校支援等事業（私立学校教職員退職金給付財源補助金） 91,865千円</p>
<p>②日本私立学校振興・共済事業団の実施する私学共済制度に対する補助率は、現行1000分の8を堅持すること。</p>	<p>私学共済制度については、引き続き、令和6年度当初予算案において支援を検討している。</p> <p>・私立学校支援等事業（日本私立学校振興・共済事業団補助金） 16,784千円</p>
<p>③私学経営相談事業に対する補助金は、私学経営に関する情報を収集し、その分析と研究結果を関係者に提供する一方、経営をめぐる諸問題について相談に応じ、教育振興に寄与する目的で助成頂いているが、引き続き助成すること。</p>	<p>私学経営相談事業については、引き続き、令和6年度当初予算案において支援を検討している。</p> <p>・私立学校支援等事業（私立学校経営相談事業補助金） 314千円</p>
<p>【鳥取県身体障害者福祉協会関係】</p> <p>①障害者差別解消法、あいサポート条例では、障がい者が地域の中で安心して生活できる、暮らしやすい社会をつくらうと目標が掲げられ、民間事業者や県民の役割が定められているものの、民間事業者、県民とも障がい者の正しい理解が十分に浸透しているとはいえない状況である。法や条例をより実効性あるものにするため、民間事業者や県民が障がいの特性や障がいを正しく理解する施策に積極的に取り組むよう要望する。当会受託事業の「障がい当事者による障がい者理解公開講座」を継続すること。</p>	<p>「障がい者当事者による障がい者理解公開講座」事業については、来年度も継続するよう令和6年度当初予算案で検討している。</p> <p>・あいサポート推進事業（障がい者への理解促進公開講座） 1,034千円</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>②身体障害者相談員は、在宅障がい者の社会参加を推進するうえで大きな役割を果たし、障がい当事者の相談員活動の意義はますます重要となる。しかし、相談員数は年々減少しており（相談員数：平成25年4月61名、平成30年4月57名、令和4年4月48名、令和5年4月44名）、相談員活動が十分機能していないと見受けられる市町村もある。十分機能していない市町村においては、県が積極的にかかわって運営するような取組・制度となるようにすること。</p>	<p>今年度改定予定の県障がい者プランにおいて、障害者相談員の活動の重要性等について明記し、市町村に対して、身体障害者相談員の連携・活用について働きかけを行うなど、地域での相談活動が継続されるよう必要な取組を行っていく。</p>
<p>【鳥取県学童保育連絡協議会関係】 (1) 利用料の支払いが困難で学童保育を利用できない家庭がある。独自に減免を行っているクラブもあるが、県としても、こうしたクラブに支援するなど、貧困世帯への減免措置・補助を行うこと。</p>	<p>放課後児童クラブの実施主体は市町村であり、利用料や減免制度については市町村や民間団体等の運営主体の判断で設定されているものであることから、県で一律に設定することは困難であるが、引き続き市町村と連携しながら必要な情報提供を行い、子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりに取り組んでいく。</p>
<p>(2) 支援を要する児童には、専任支援員の人件費が委託料に加算されている。しかし、配慮を要する児童以外にも、特別な支援を必要とする児童が増えている。児童一人ひとりのきめ細やかな支援が求められ、現行基準の支援員人数では対応していくことが困難になっている。現状では診断書の有無による判断をしているところであるが、診断を受けることをされないケースもあり、別基準による配置を行うこと。</p>	<p>放課後児童クラブにおける障がい児の受入に必要な支援員配置に要する経費について、国の交付金制度に加え、国の要件を上回る単県制度を設けて市町村を支援してきているが、国交付金及び単県制度いずれも診断書は不要であり、市町村の判断で支援員の加配が必要となる児童を決定できる制度となっている。</p>
<p>(3) 国基準を満たさず県の障害児加算（加配）が認められないが、配慮を要する児童が入所しており、対応が必要であるが人手を割くことができない。何らかの支援を求める。例えば、小学校普通学級に在籍しながら、通級指導の対象者となっているような対応ができないか考える。</p>	<p>国交付金及び単県制度いずれも市町村の判断で支援員の加配が必要となる児童を決定できる制度となっている。</p>
<p>(4) 委託料における支援員等の報酬の積算の改善 ①事務をする時間の人件費を考慮すること。支援員同士の打ち合わせや連絡帳の記入、通信の作成や市役所書類対応時間、施設の維持管理など、開設時間外の労働時間を加算すること。あるいは管理費の金額の増額をすること。</p>	<p>放課後児童クラブの運営費については、国交付金及び単県制度により市町村を通じて支援を行っているところであるが、市町村から各放課後児童クラブに対する運営に関する委託料における支援員等の報酬の積算については、各市町村の判断で運用されている。</p>
<p>②現状では支援員2人分の通勤手当しか積算されていないので、実情に合わせて指導員の通勤距離と人数に合わせた積算をすること。</p>	
<p>③現在3年目の保育士（会計年度任用職員）をベースに賃金が積算されているが、実態としては5年から10年と長期で働いている職員も多く、参照する勤続年数を見直すこと。</p>	

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
④市の会計年度任用職員では支給されている期末手当（年間 2.50 月分）を積算に加味すること。	
⑤小学校の空き教室で運営しているクラブは日によって教室が違ったり、場合によっては授業のための教室移動を求められたりする状況がある。放課後児童クラブを「生活の場」とするためにも、せめて専用で使える教室、できれば専用施設（プレハブ等）を準備すること。	放課後児童クラブで使用する施設の利用状況や施設整備の必要性については、実施主体である市町村において把握・判断しており、市町村が実施する施設整備に対しては国の交付金を活用して県も支援していることから、引き続き市町村と連携しながら必要な支援を行っていく。
【鳥取県PTA連合会関係】 (1) 調査研究研修事業を継続支援すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・自主的、主体的なPTA活動のために情報交換の方法を模索している。新一年生の保護者向けに作成した“PTAと一緒に活動しませんか！！”チラシを印刷し、学校説明会等で配布している。 	鳥取県PTA協議会からの要望を踏まえて毎年度助成を行っており、引き続き支援を行うことを令和6年度当初予算案で検討している。 <ul style="list-style-type: none"> ・社会教育関係団体による地域づくり支援事業（鳥取県PTA協議会） 878千円
(2) 機関紙発行事業を継続支援すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・年2回鳥取県PTA協議会広報紙を発行する。県広報紙優秀作品集を各単位PTAに配布する。 	
(3) 鳥取県PTA研究大会の支援を継続すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・単位PTAの取組の実践発表を行い、各単位PTA活動の活性化の一助とする。 ・専門の講師を招聘し、講演を実施する。（11月30日予定・県福祉人材研修センター） 	
(4) 社会教育団体交流室使用助成を継続すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・県民ふれあい会館内に設置されている、社会教育団体交流室の事務局の使用料を支援すること。 	
(5) PTA指導者支援事業を継続支援すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・PTA役員研修会（6月～7月・東中西の3会場）を実施。 ・研究大会への派遣（全国研究大会：8月23日・24日・神奈川県、中国ブロック研究大会：11月2日・山口県）を実施する。 	
(6) 通常学級において、個別配慮を必要とする子どもが増えており、支援が行き届かず、授業が成り立たない場合も少なくない。1クラスに複数の教員を配置するなど、教員の抜本的増員を図ること。	教育上特別の支援を必要とする幼児児童生徒の学習又は生活上必要な支援を行う「特別支援教育支援員」を配置するため、各設置者に対して、国による地方財政措置が行われているところであるが、市町村から地方財政措置の拡充を求める意見も上がっているところであり、国への要望を検討していく。

要望項目	左に対する対応方針等
【鳥取県森林組合連合会関係】 (1) 森林整備事業の拡充 ①花粉発生源対策として、スギ人工林の伐採・植替え等を推進するための支援拡充と予算の確保、及び既存の花粉発生源対策促進事業と同等以上の支援内容を確保すること。(拡充)	花粉発生源対策として、令和6年度当初予算案において検討している。 ・造林事業 884,926千円 ・豊かな森づくり協働事業 175,566千円 ・目指せ!!皆伐再造林150haプロジェクト 29,149千円
②SDGs やカーボンニュートラル、国土強靱化に向けて、間伐、主伐後の再造林(循環型林業)等を推進するための予算を拡充すること。(継続)	令和6年度当初予算案において検討している。 ・造林事業 884,926千円 ・豊かな森づくり協働事業 175,566千円 ・目指せ!!皆伐再造林150haプロジェクト 29,149千円
③シカ等による食害対策のための予算を拡充すること。(継続) ・現在、捕獲したイノシシの処理施設が不足していることから、市町村と連携して処理施設を増設すること。従来焼却処理していた、鳥取市神谷清掃工場が廃止となり、鳥取市岡益に処理場があるが、一日8頭しか処理できない。(新規)	シカ等による食害防止対策として、令和6年度当初予算案において検討している。 ・造林事業 884,926千円 捕獲したイノシシの処理施設について、市町村は鳥獣被害防止計画で捕獲鳥獣の処理に関する事項について定めて対応しているが、市町村から具体的な相談があれば検討する。
(2) 農山村地域整備交付金(花粉発生源対策促進事業)の確保 ・花粉発生源対策として、スギ人工林の伐採・植替え等を推進するための予算を確保すること。(継続)	花粉発生源対策として、令和6年度当初予算案において検討している。 ・造林事業 884,926千円(うち農山漁村地域整備交付金 334,030千円)
(3) 花粉発生源対策の新規・拡充 ①森林所有者への協力金等を通じたスギ人工林の伐採・植替え等を推進すること。(新規)	新たな協力金制度が、令和5年度国補正で成立したところである。
②森林整備事業及び農山漁村地域整備交付金における、スギ人工林の伐採・植替えを推進するための予算を拡充・確保すること。(再掲)	花粉発生源対策として、令和6年度当初予算案において検討している。 ・造林事業 884,926千円(うち農山漁村地域整備交付金 334,030千円)
(4) 路網整備の推進及び高性能林業機械の導入等のための予算の拡充 ①施業地の奥地化、生産性の向上等のための林業専用道や森林作業道など路網の整備のための予算を拡充すること。(継続)	森林の循環利用に不可欠な路網整備の促進について、令和6年度当初予算案において検討している。 ・路網整備推進事業 517,579千円
②令和5年台風7号により被災した林業専用道(規格相当)の早期普及のための予算を確保すること。(新規)	林業専用道の早期復旧のため令和5年度8月専決予算、9月補正予算で必要な予算を措置し支援している。加えて令和6年度当初予算案において追加支援を検討している。 ・路網整備推進事業 517,579千円
③生産性向上に繋がる高性能林業機械等の導入・リース支援のための予算を拡充すること。(継続)	高性能林業機械等の導入・リース支援による低コスト化の推進について、令和6年度当初予算案において検討している。 ・低コスト林業機械リース等支援事業 173,039千円

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(5) 森林組合の経営基盤・経営力強化と就労環境等の改善</p> <p>①森林組合の経営基盤・経営力の強化及び現場技能員等の就労環境改善のための森林整備事業間接的経費率の更なる見直しをすること。(継続)</p>	<p>林業担い手育成総合対策事業や緑の雇用支援事業により、社会保険料や資格取得経費の助成について、令和6年度当初予算案において検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県版緑の雇用支援事業 49,027千円 ・森林整備担い手育成総合対策事業 46,464千円
<p>②林業従事者の定着に向けた労働安全の確保を図るため、携帯電話等不感地帯の解消や安全装備等の整備のための予算を拡充すること。(継続・新規)</p>	<p>安全装備導入に係る緊急対策事業を令和6年度当初予算案において検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林業労働安全緊急対策事業 10,000千円
<p>(6) 木材の需要拡大と生産流通システムの推進</p> <p>①非住宅建築物における木材の需要拡大、大径材活用に向けた技術開発のための予算を拡充すること。(継続)</p>	<p>非住宅建築物における木材の需要拡大、大径材活用に向けた技術開発のための予算について、令和6年度当初予算案において検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非住宅木材活用推進事業 29,333千円
<p>②県産材の利用拡大を図るため、県内で生産された木材等の利用促進を目的とする条例の制定を検討すること。(新規)</p>	<p>「都市(まち)の木造化推進法」が施行に伴い、令和5年2月に「鳥取県産材利用促進推進方針」を改正したところである。なお、条例化について令和4年6月定例会で「鳥取県産材の利用等の促進に関する条例(仮称)」を鳥取県議会において議員提案するという議論があり、その動きを注視している。</p>
<p>③森林認証による地域材の競争力強化や利用拡大を実現できるよう、認証の取得・継続や国民への普及啓発を支援すること。(継続)</p>	<p>森林認証の取得・継続や普及啓発への支援について、令和6年度当初予算案において検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「木づかいの国とっとり」木育・県産材活用推進事業 800千円
<p>④デジタル技術やICTを活用し、林業の生産性・安全性・収益性の向上や流通の効率化、リアルタイムに需給情報の入手が可能となる、川上から川下までの林業・木材業関係者が参加する生産流通システム(サプライチェーン)の構築のため、令和5年度から取り組んでいるデジタル林業戦略拠点構築推進事業(国事業)について、引き続き国補助残の全額支援をすること。(継続)</p>	<p>デジタル林業戦略拠点構築推進事業の国補助残への支援については林業・木材産業にとって必要な取組と認識しており、令和6年度当初予算案において検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県産材流通イノベーション推進事業 4,000千円
<p>(7) 森林環境譲与税の譲与基準の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林境界の明確化や適正な森林整備、皆伐・再造林を一体的に推進するため、森林の多い市町村に森林環境譲与税を多く配分する譲与基準の見直しについて、国に強く働きかけ、森林環境譲与税の積極的な活用について市町村に対し、指導・助言すること。(新規) 	<p>森林環境譲与税の譲与基準の見直しにより、山間部の自治体にはより多くの譲与税が配分され、鳥取県内市町村には約3,100万円増額の約7億円が配分される見込みであり、その増加分を森林整備及びその促進に関する施策の推進につなげていくことを、市町村に対して機会を捉えて、同税の積極的な有効活用を促すことを検討している。</p>
<p>【一般社団法人鳥取県農業会議関係】</p> <p>①農業委員会活動強化対策事業を継続すること。</p>	<p>農業委員会活動を強化するため、農業委員や職員の研修、活動の支援を令和6年度当初予算案において検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地利用適正化総合推進事業(農業委員会活動強化対策事業) 8,674千円
<p>②農業会議運営・活動費を継続すること。</p>	<p>農業会議の運営に要する経費への継続支援を令和6年度当初予算案において検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地利用適正化総合推進事業(農業会議運営事業) 13,171千円

要望項目	左に対する対応方針等
③機構集積支援事業を継続すること。	<p>担い手への農地集積・集約化に係る農業委員会の活動等に要する経費の継続支援を令和6年度当初予算案において検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地利用適正化総合推進事業（機構集積支援事業） 13,130千円
<p>【社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会関係】</p> <p>①孤独・孤立を防ぎ、地域共生社会の実現に資する福祉活動専門員の充実・強化について</p> <p>「鳥取県孤独・孤立防止条例」の理念を具現化し、地域共生社会の実現に資するため、その推進の中核を担う市町村社会福祉協議会の福祉活動専門員の充実は欠かせない。福祉活動専門員の財源拡充を国に働きかけ、地方交付税算定基礎単価に基づく市町村社会福祉協議会への財源について措置するよう市町村に働きかけること。</p>	<p>地域住民が安心して暮らしていくために、また、市町村社会福祉協議会が地域福祉の中核を担っていけるよう、福祉活動専門員に係る地方交付税交付金を含めた市町村社会福祉協議会の財源について、市町村が安定的に確保できるよう、令和5年6月に国に対し要望を行っており、今後も行っていくこととしている</p>
<p>②福祉人材の確保・育成・定着に向けた支援策の更なる強化について</p> <p>少子・高齢社会の進展等により、ますます福祉サービスに対する需要の拡大・多様化が見込まれることから、サービス提供の根幹である福祉人材の養成・確保が極めて重要である。福祉人材の養成・確保のための総合的な施策が推進されているが、いまだ全産業と比較して福祉人材の有効求人倍率は高く、また県内の介護福祉士及び保育士の養成校の入学生については定員割れする等、福祉人材の確保は大変厳しい状況が長年にわたって続いている状態であり、人材不足を理由に介護事業から撤退する事業者もある。ついては、福祉人材の確保・養成・定着につながる各事業、取組（※）を引き続き支援し、福祉が多く求職者の選択肢に入るために、介護事業者や保育施設が処遇改善できるよう、介護報酬等、公定価格の改定を国に強く働きかけること。</p> <p>（※）介護助手導入支援事業、介護の入門的研修事業、福祉の進路選択説明会（学生のための福祉の職場体験ツアー）、高校生に対する進路意識調査、介護・保育の魅力発信、介護・保育職員による出前講座、福祉の仕事の進路指導者への説明会、学校と養成施設・事業所との連絡会、介護福祉士・保育士修学資金等貸付事業、職場環境改善事業（メンタルヘルス研修等）、介護・保育就職支援コーディネーターの継続配置、新人保育士基本研修などの実施</p>	<p>介護人材の確保・育成・定着に向けて、関係団体等とも連携して取り組んでいるところであり、元気シニアを対象とした介護助手の導入支援、介護未経験者を対象とした入門的研修の開催、介護専属の就職支援コーディネーター配置によるきめ細かな就労支援など、介護分野への参入促進や職場の環境改善につながる各事業について、引き続き令和6年度当初予算案で検討している。</p> <p>また、介護職員の処遇改善について、国における「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づき、介護職員を対象に収入を2%程度（月額平均6,000円相当）引き上げるため、介護職員処遇改善支援補助金による支援を令和6年2月分から実施するほか、令和6年度は介護報酬改定に加え、近年の光熱水費の高騰等を考慮し、基準費用額（居住費）の増額が令和6年8月に予定されている。今後も介護サービスが確実に提供されるよう、介護職員の処遇改善に向けた国への働きかけを継続していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「介護で働きたい！」を増やす参入促進事業 21,756千円 <p>保育人材の確保等については、保育の魅力発信や出前講座、修学資金貸付事業等に取り組み、養成施設との連携も強化してきているところであり、新人保育士研修等の既存事業に加え、保育士・保育所支援センターに新たに保育士キャリアアドバイザーを配置し、潜在保育士の復職支援強化や潜在保育士向け職場見学ツアーの実施することを令和6年度当初予算案において検討している。</p> <p>また、公定価格の充実による保育士等の更なる処遇改善や配置基準の見直しについて、引き続き国に要望していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「シン・子育て王国とっとり」保育人材確保強化事業 81,100千円 ・鳥取県保育士等修学資金貸付事業 23,258千円

要望項目	左に対する対応方針等
<p>③鳥取県災害福祉支援センターの取組の推進について</p> <p>令和3年4月に全国に先駆けて県社協内に常設された「鳥取県災害福祉支援センター」は、災害ケースマネジメントの普及啓発や災害派遣福祉チーム(DMAT)の組成と研修に取り組み、令和4年度には災害ボランティア活動の強化にも取り組み、平時からの支援体制の構築に積極的に取り組んでいる。こうした平時からの災害への備えや、発災時の総合調整機能の整備は、近年も災害が頻発する中、その重要性を改めて認識するところである。そして、「災害ケースマネジメント」は今後、社会実装を一層進めていくことが求められ、「DMAT」は、161人まで登録が広がり、さらなる登録とスキルアップの拡大が求められ、災害ボランティアセンターの効果的運用の進展とICTD導入への費用支援も求められている。また、介護・障害福祉サービス事業所のBCP(業務継続計画)策定や研修、訓練実施の義務化への対応も喫緊の課題となっており、支援強化が求められる。こうした「鳥取県災害福祉支援センター」の取組を継続、充実するため、所要の予算を確保すること。</p>	<p>災害ケースマネジメントの普及や災害派遣福祉チーム(DWAT)の体制づくり等、災害時における福祉支援に係る取組を推進するため、鳥取県災害福祉支援センターの果たす役割は重要と認識しており、引き続き、同センターの取組推進に必要な予算について確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における福祉支援機能強化事業 24,949千円 ・災害ケースマネジメント実施体制整備事業 13,664千円
<p>④ねんりんピック鳥取大会県民おもてなし運動の充実について</p> <p>ねんりんピック鳥取大会県民参画のおもてなし運動の本格実施に向け、県庁各部局全体で取り組むとともに、ボランティアセンターを充実させること。</p>	<p>昨年10月に大会実施本部を立ち上げ、来県者へのおもてなしのための「ようこそようこそ鳥取県運動」をはじめ、大会成功に向けた全庁体制を整えた。ボランティアについても、引き続きボランティアセンターとの連携を密にし、おもてなしの企画・実施を着実にを行うために要する経費について、令和6年度当初予算案において検討している。</p> <p>第36回全国健康福祉祭(ねんりんピック)鳥取大会開催事業 (ようこそようこそ鳥取県運動推進事業) 47,179千円</p>
<p>⑤ねんりんピック鳥取県選手団の派遣に伴う経費について</p> <p>令和6年度鳥取県選手団派遣は、例年の派遣規模に比べ5倍以上の規模となり、事務局の業務体制や支出経費の仕組みが大きく異なるので、開催県選手団の派遣に応じた県委託料となるようにすること。またユニフォーム一新のための経費助成(現在上限2千円/人)を増額すること。</p>	<p>ねんりんピックはばたけ鳥取2024大会鳥取県選手団の派遣については、開催県にふさわしい選手派遣に着実に取り組んで、大会を盛り上げていけるよう、ねんりんピック選手派遣事業等で対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ねんりんピック選手派遣事業 22,596千円
<p>【鳥取県民生児童委員協議会関係】</p> <p>①民生委員活動強化週間中のPRのため、SNSや新聞等様々な媒体を活用し、民生委員・児童委員活動に関する県民への継続的な周知・広報をすること。</p>	<p>民生児童委員制度・活動の理解のため、SNSや新聞、県政だより等の各種媒体を用いた周知・広報を行っているところであるが、特に、民生委員活動強化週間中の広報等については、必要な経費について、令和6年度当初予算案において検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員費(県民へのPRのための広報費) 1,000千円

要望項目	左に対する対応方針等
<p>②民生委員・児童委員活動の実態と重要性について理解を深めるため、民生委員・児童委員活動費及び地区民生児童委員協議会活動推進費補助金について、減額とならないよう引き続き確保すること。また令和6年度第20回大会開催のための補助金を予算措置すること。</p>	<p>民生委員・児童委員活動費及び地区民生児童委員協議会活動推進費補助の継続、また、令和6年度第20回大会開催補助についても、令和6年度当初予算案において検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員費（県民生児童委員協議会活動費補助金） 2,906千円 ・民生委員費（地区民生委員協議会活動推進費補助金） 15,500千円 ・民生委員費（鳥取県民生児童委員大会開催補助） 419千円
<p>【公益社団法人鳥取県老人クラブ連合会関係】</p> <p>①「とっとり方式認知症予防プログラム」普及促進事業を継続実施すること。</p>	<p>「とっとり方式認知症予防プログラム」は県内10市町村の認知症予防教室等へ導入され、他サロン等でもプログラムが実施されている。さらなる普及促進を図るため、鳥取県老人クラブ連合会へ委託し、サロン世話人等に向けた研修会や、プログラムを行う各教室へのフォローアップを実施している。なお、令和5年度より教室を安定的に開催すること目的にハイブリッド型(集合型の良いところ+オンライン)の普及をZOOM教室と併せて実施している。令和6年度以降も引き続き普及促進を図るため、ねんりんピック会場での実施など、普及促進を計画中。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取方式フレイル予防対策推進事業（ハイブリッド型「とっとり方式認知症予防プログラム」教室立上げ支援） 3,182千円
<p>②ねんりんピック鳥取大会「地域文化伝承館」の開催準備のために必要な予算確保と支援をすること。</p>	<p>地域文化伝承館は本県の地域文化・生活文化の伝承活動や郷土芸能等の魅力を広く県内外にPRする絶好の機会であるとともに、地域で活動する老人クラブ等の団体の生きがい・やりがいづくりに資するものであり、当該実施に要する経費について令和6年度当初予算案において検討している。</p> <p>なお、会期中に会場周辺で食のイベントの併催を予定しており、伝承館に多くの来場があるよう盛り上げていくことも計画している。</p> <p>第36回全国健康福祉祭（ねんりんピック）鳥取大会開催事業（地域文化伝承館開催事業）24,390千円</p>
<p>③老人クラブは、現在県内で、614クラブ、26,589人を擁し、「健康」「友愛」「奉仕」の活動推進を目標に取組を進め、高齢者の閉じこもりや、フレイル予防、次世代育成支援、地域のつながり再構築など、社会を取り巻く様々な問題に対応し、生涯現役社会の実現にもつながる、極めて重要な活動を行っている。いつまでも、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域に根差した支え愛活動を企画運営するためにも、活動費の確保が必要である。現在実施されている、単位クラブに対する補助金の基準（30人）に満たないクラブについての柔軟な対応の配慮の継続、県老人クラブ連合会、市町村老人クラブ連合会に対する補助金を継続確保すること。</p>	<p>高齢化社会が進行する中、高齢者の方々自らが主体となって社会活動、交流、健康の維持に取り組むことは重要と考えています。令和6年度も引き続き、活動に対する補助支援を実施していくこととしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いきいきシニア人生充実応援事業 <ul style="list-style-type: none"> いきいき高齢者クラブ活動支援補助金 単位老人クラブ 15,720千円 市町村老人クラブ連合会 13,919千円 県老人クラブ連合会 5,209千円

要望項目	左に対する対応方針等
<p>【一般社団法人鳥取県手をつなぐ育成会関係】</p> <p>(1) 鳥取県親亡き後の安心サポート事業について</p> <p>①「安心サポートファイル（あいサポートファイルとっとり）」の全県的な普及と活用の拡大など、「親亡き後等」いざという時にも地域の中で安心して暮らしていける体制構築を図ること。（関連事業：安心サポートファイル普及の取組 3,070 千円、安心サポート体制の整備検討 537 千円の継続・充実）</p>	<p>親亡き後の安心サポート体制構築事業に必要となる経費について、令和6年度当初予算案での対応を検討している。</p> <p>また、今年度改定予定の県障がい者プランにおいて、安心サポートファイルの普及促進の必要性等について明記し、更に取り組を進めていく。</p> <p>さらに、地域生活支援拠点について、市町村（圏域）で拠点の各機能の対応等に差があることから、拠点の実効性を高めるための方策等について、今後、県地域自立支援協議会において議論していく。</p> <p>・親亡き後の安心サポート体制構築事業 3,607千円</p>
<p>②今年度、見直しが行われる鳥取県障がい者プラン（障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画）に「あいサポートファイルの普及促進」を盛り込むこと。</p>	
<p>③市町村が整備する地域生活支援拠点は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた重要な機能（相談、緊急時の受入・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を担っており、形式的な整備に留めることなく、地域の利用者や家族などからニーズを踏まえた必要な機能が備わっているのか、市町村の拠点の状況を把握し、機能強化について、助言すること。</p>	
<p>(2) 鳥取県手をつなぐ育成会事業について</p> <p>知的障がい者社会参加促進事業（知的障がい者レクリエーション開催事業 1,400 千円、知的障がい者本人大会開催事業 200 千円）、知的障がい者スポーツ振興事業（鳥取県手をつなぐスポーツ祭りの開催 2,200 千円）、知的障がい者団体広報啓発事業（手をつなぐ育成会県大会の実施 155 千円、保護者研修会・地区研修会の実施 145 千円、広報誌の発行 260 千円）について、引き続き予算化し、支援すること。</p>	<p>鳥取県手をつなぐ育成会事業に必要となる経費について、令和6年度当初予算案での対応を検討している。</p> <p>・障がい者社会参加促進事業 3,800千円</p> <p>・鳥取県社会福祉事業包括支援事業（鳥取県手をつなぐ育成会広報啓発事業） 560千円</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(3) 障がい者専用避難所の設置及び個別避難計画の作成について 災害が全国各地で頻発する中、当県でもいつ災害が発生してもおかしくない状況であり、知的障がい児・者のなかには、移動行動・集団行動ができない方、閉鎖空間が苦手な方が多く、通常の避難所で地域住民と一緒に過ごすことが困難な場合もあり、一般の避難所は本人にとって適切な環境とは言えない。一定の配慮がなされた避難所や専用の部屋がある避難所、または障がい者専用の避難所の設置について、早急に整備すること。また、自ら避難する事が困難な方も速やかに避難できるよう、個別の避難計画等の策定についても市町村への働きかけや支援をすること。また、避難所運営にあたっては、スムーズな受け入れとなるよう、障がいの特性に応じた受入対応マニュアルも策定すること。なお、専用避難所整備にあたっては、障がい者団体等関係団体とのコミュニケーションをとること。</p>	<p>県では「鳥取県避難所運営マニュアル作成指針」により、多様な人に配慮した生活環境の整備を市町村に依頼しているほか、「福祉避難所及び福祉避難スペース確保・運営対策指針」により、福祉避難所等の確保と早期開設や、障がいのある方など配慮が必要な方への適切な対応をお願いしており、引き続き市町村への働きかけを行う。</p> <p>個別避難計画については、現在、全市町村において優先度の高い者（ハザードの状況等を踏まえ市町村が判断）から、作成に取り組んでいるところである。県では、令和3年度から補助制度により作成や講師派遣等に係る経費の財政支援も行っているところであり、今後も市町村の状況を確認しながら一層の支援や働きかけを行っていきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震津波対策緊急強化事業（市町村緊急対策枠） 25,000千円 ・支え愛マップ作成推進事業 7,829千円
<p>【鳥取県肢体不自由児協会関係】 ①療育指導誌「いずみ」の発行事業（800部・240千円）を予算化し、引き続き支援すること。</p>	<p>機関誌発行事業に必要となる経費について、令和6年度当初予算案での対応を検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県社会福祉事業包括支援事業（肢体不自由児協会広報誌発行） 240千円
<p>②第54回中国四国肢体不自由児者父母の会連合会鳥取大会開催事業（令和6年10月26日鳥取市開催・200人程度・開催経費260万円）について、助成し、支援すること。</p>	<p>第54回中国四国肢体不自由児者父母の会連合会の大会開催事業に必要となる経費について、令和6年度当初予算案での対応を検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県社会福祉事業包括支援事業（肢体不自由児父母の会開催補助） 1,300千円
<p>③特別支援学校高等部に就学する生徒の保護者等に支給されている「特別支援教育就学奨励費」について、一般高校に進学する障がいのある生徒の保護者等にも支給されるよう、対象を拡大すること。障がいがあっても、どの学校に進学するかは個人の選択の自由であり、小学校、中学校で「特別支援教育就学奨励費」の支給を受けていた生徒が、一般高校を選択したことで受けられなくなるのは、平等性に欠ける。</p>	<p>令和5年度から高等学校に通う視覚障がいのある生徒が使用する拡大教科書・点字教科書の購入費が「特別支援教育就学奨励費」の対象になるなど高等学校に在学する障がいのある生徒への支給が拡大してきているところである。国としても制度の拡充に取り組んでいるところであり、国の動向を注視の上、要望も検討していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>【鳥取県老人保健施設協会関係】</p> <p>①これまで国や県等で、様々な物価高騰対策及び介護現場の職員に対する処遇改善等に取り組んで頂いているが、今般、介護保険施設等では、光熱水費や食材料費（給食の委託費）の高騰の影響から、過去にないほどの厳しい経営環境にあり、事業の継続運営に支障を来す事態が生じている。更には、介護事業所としても経営努力や自助努力による処遇改善等にも取り組んできたが、報酬が公定価格で定められている以上、その取組には限界がある。その結果として、介護関係団体が緊急に実施した介護現場の賃金の調査では、令和5年度の賃上げ率が1.42%と、春闘の賃上げ率3.58%を大きく下回る状況である。またこうした中、介護現場からの離職者が顕著に増加していることがわかった。特に経営を有する中堅の人材の離職率は50%近くに増加し、他業種への流出も多くみられ、今までにない、待ったなしの危機的な状況が生じている。ついては、介護事業所が引き続き、国民にとって欠かすことのできない質の高い介護サービスの提供を継続できるよう、また介護現場で勤務する職員の継続的な賃上げが実現できるよう、財政支援を強く望む。</p>	<p>これまでの県及び全国知事会を通じた国への要望等の効果もあり、令和6年度の診療報酬改定において、物価高騰への対応や医療従事者の賃上げ相当分が盛り込まれたところであり、県による支援の継続は考えていない。</p> <p>なお、診療報酬改定が行われる令和6年6月までの間に限り、令和6年度当初予算案において、一時的な支援を検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関・高齢者施設等物価高騰対策支援事業 196,778千円
<p>【鳥取県漁協協働組合関係】</p> <p>(1) 栽培漁業地域支援対策事業</p> <p>放流用種苗支援事業の増額、持続可能な栽培漁業推進事業の増額、美保湾ヒラメ試験放流サポート事業の継続、藻場減少対策（藻場造成調査）の継続、キジハタ種苗放流の経費支援及び生産経費の削減技術の推進事業の増額、岩盤清掃機器及び食害対策器の実証調査支援（指導・助言）、国事業水産多面的機能発揮事業に係る県支援の継続、栽培漁業研究事業（大山ブランド化への科学的根拠づくり、アカモク資源の持続的利用技術の解明、有用海藻の養殖技術の確立、藻場の監視と造成技術の改良、サザエの価格下落対策）の継続、養殖漁業研究事業の継続、ブルーカーボンクレジット導入の新設をすること。</p>	<p>栽培漁業地域支援対策について、令和6年度当初予算案において引き続き検討をしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放流用種苗支援事業 11,443千円 ・豊かな海再生事業 14,303千円 ・沿岸漁業研究事業 6,801千円 ・栽培漁業研究事業 8,857千円 ・養殖漁業研究事業 15,387千円 ・高度衛生管理型市場整備事業（美保湾・境水道海底清掃補助事業） 1,386千円

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(2) 災害対策事業 漁場環境保全事業の継続、有害生物駆除支援初動対応事業の継続、サメ被害防止対策の新設をすること。</p>	<p>災害対策について令和6年度当初予算案において検討している。なお、サメの被害については、実情を聞き取り必要に応じて検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源管理推進事業（有害生物駆除支援初動対応事業） 900千円 ・豊かな海再生事業（水産多面的機能発揮対策事業補助金） （藻場造成対策事業） 999千円 1,715千円 ・高度衛生管理型市場整備事業（美保湾・境水道海底清掃補助事業） 1,386千円
<p>(3) 沖合漁船支援事業 沖合漁業漁船の代船建造に関わる支援・漁船リース事業を継続すること。</p>	<p>沖合漁船支援事業について令和6年度当初予算案において検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖合漁船支援事業 10,415千円
<p>(4) 県産魚の消費拡大対策事業 県産魚PR事業（県産魚ブランド発信事業）の継続、出荷技術調査・研究及び県産魚出荷技術改良支援の継続をすること。</p>	<p>食パラダイス鳥取県の推進において、県産魚のPRを含む県産食材の魅力発信及び消費拡大について、令和6年度当初予算案において検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界に誇るべき「食パラダイス鳥取県」推進事業 407,000千円 <p>また、出荷技術調査・研究及び県産魚出荷技術改良支援については、令和6年度当初予算案において検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養殖漁業研究事業 15,387千円 ・豊かな海再生事業（ムラサキウニの商品化に向けた調査研究） 5,276千円
<p>(5) フロンティア漁場整備事業を継続すること。</p>	<p>令和6年度に国が行うズワイガニ、アカガレイの保護育成礁設置の設置予定がまだ決まっていないためフロンティア漁場整備事業は予定していない。</p>
<p>(6) 漁村の活性化事業 地域活力の向上（浜に活！漁村の活力緊急再生プロジェクト・魚食普及活動強化推進事業）の継続、漁業経営対策（燃油・資材・運送費などの支援）の新設をすること。</p>	<p>令和6年度当初予算案において海業支援を含めた対応を検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・港へGO!海業で浜のにぎわい創出事業 13,000千円
<p>(7) がんばる漁業者支援事業 省エネ等経営改善に資する機関・機器への転換支援を継続支援すること。</p>	<p>令和6年度当初予算案において対応を検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がんばる漁業者支援事業 864千円
<p>(8) 漁業就業者確保対策事業 ①漁業就業（雇用・独立）を目指す人に研修を受ける機会を与える事業を継続支援すること。</p>	<p>令和6年度当初予算案において対応を検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業就業者確保対策事業（漁業研修事業） 70,011千円
<p>②新規就業者が新たに漁業に着業する際に必要な漁船・機器等の経費を支援する事業を継続すること。</p>	<p>令和6年度当初予算案において対応を検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業就業者確保対策事業（漁業経営開始円滑化事業） 18,750千円

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(9) 漁港・漁港施設整備事業 港湾維持管理費・鳥取港利用促進事業（港内浚渫工事など）の継続、砂の堆積調査・研究・試験の実施の継続、海岸侵食の重点的な対策（中部地区、サンドリサイクル事業）の継続、港湾・海浜等の大量の漂着物の処分（海岸漂着ごみ等処理事業）の継続、港内の静穏調査の継続をすること。</p>	<p>砂の堆積が課題となっている漁港（※）においては、補助事業等で浚渫を行っている。引き続き、堆積状況を確認しながら、管理者と対策を検討する。 （※）東漁港（岩美町）、酒津・船磯・夏泊漁港（鳥取市）、網代・泊漁港（鳥取県） 海岸侵食の対策については、引き続き侵食状況を観測しながら、サンドリサイクルの実施について検討する。 港湾等の漂着物の処分については、これまでも県や市町村で対応してきたところであり、状況に応じて引き続き対応する。 鳥取港内の静穏度不足に対しては、令和3年度より、防波堤整備事業に着手した。他港においても、関係者等から状況を伺い、検討する。</p>
<p>(10) 漁業共済 日韓漁業対策費・漁業共済掛金軽減事業を継続すること。</p>	<p>令和6年度当初予算案において対応を検討している。 ・日韓漁業対策費（漁業共済掛金助成事業） 7,650千円</p>
<p>【一般社団法人境港水産振興協会関係】 ①境港お魚ガイド活動支援事業について 境港魚市場場内見学者の案内（水揚げ・セリ・搬出風景）、境港の漁船・水揚げ魚種・水揚量等見学者への説明、水産まつり等イベントの参加、親子魚学習教室、お魚達人検定試験の開催、魚に関する書籍の発行を継続支援し、支援額を増額すること。</p>	<p>境港お魚ガイド活動等境港市場のPR事業について、令和6年度当初予算案において検討している。 ・境港市場お魚PR事業（境港お魚ガイド活動支援事業） 3,053千円 （鳥取県マグロ資源地域活用推進事業） 650千円 ・さかいみなと漁港・市場活性化推進事業（境港市産地協議会調査・発信活動支援事業） 500千円</p>
<p>【鳥取県中学校体育連盟関係】 ①第50回鳥取県中学校総合体育大会各競技運営費補助（400千円）を実施すること。</p>	<p>中学校・高等学校の各体育連盟に対し、それぞれの要望を踏まえて、毎年助成を行っており、引き続き支援を行うことを令和6年度当初予算案で検討している。 ・学校関係体育大会推進費 38,188千円</p>
<p>②令和6年度中国ブロック中学校選手権大会運営費補助（420千円）を実施すること。</p>	
<p>③全国大会中国ブロック大会選手派遣費補助（1,600千円）を実施すること。</p>	
<p>【鳥取県高等学校体育連盟関係】</p>	
<p>①鳥取県高等学校総合体育大会補助（900千円）を実施すること。</p>	
<p>②中国ブロック高等学校選手権大会補助（280千円）を実施すること。</p>	
<p>③全国高等学校総合体育大会派遣補助（47,250千円）を実施すること。</p>	

要望項目	左に対する対応方針等
<p>【鳥取県農業協同組合中央会・鳥取県信用農業協同組合連合会関係】</p> <p>①「和子牛生産者臨時経営支援事業」の地域ブロックの見直し及び事業の継続について</p> <p>県内 JA グループ・農業団体と一体となり、和子牛生産者臨時経営支援事業にかかる次の項目（現状のブロック分けについては、地域の情勢、実態が反映されにくいことから、「中国ブロック」または「中国・四国ブロック」といったブロックの見直しをすること。その上で来年1月以降も当該事業を継続すること）について、強く国に働きかけること。</p>	<p>令和5年11月14日に中国四国9県知事名で国に対して、交付金算定に係るブロック割の変更と令和6年1月以降の事業継続について緊急要請を行った。その結果、12月13日に現行のブロック別算定から全国平均に対して著しく高い価格の都道府県を除外した算出となり、令和6年3月まで延長となった。また、令和6年4月からは新たな対策で奨励金を交付することも決まった。こうした結果を踏まえ、本県では国の対策でもなお生じる農家負担の一部について令和6年度当初予算案において検討している。</p> <p>・和子牛価格緊急対策事業 6,750千円</p>
<p>②ライスセンターの横持施設への再編に係る費用について支援すること。</p>	<p>効果的な米穀関連施設再編に向けライスセンターの横持施設へのリニューアルに伴う経費支援について令和6年度当初予算案において検討している。</p> <p>・米穀施設長寿命化等対策推進事業 20,682千円</p>
<p>③選果場から発生する梨廃棄袋を処分する業者が廃業し、来年以降、梨袋の処分に苦慮することが予想される。ロシアのウクライナ侵攻以降、あらゆる農業用資材価格が高騰し、農家経営に大きな負担となっており、現状においても価格は高止まりの状況にある。これに加えて新たに梨袋処理の費用負担の増加は厳しく、処理への対策に支援すること。</p>	<p>JAグループや生産部等と連携しながら果実袋の処理方法について必要な対策を検討することとしているが、処分費用への直接的な支援は考えていない。</p>
<p>④大山まきばみるくの里は、年間約30万人が来客する大山エリアの人気観光地となっている。しかし、開業から約25年が経過し、施設の老朽化や来店者数に対するキャパシティ不足、オリジナルコンテンツの少なさ等課題が山積しており、県内随一の観光スポットであるにもかかわらず、その役割を十分果たしきれていない。鳥取県の看板観光施設として、県の観光振興及び経済成長に貢献するために、県内生乳を使用したレストランメニューや土産物、限定商品の拡充などを行うことで、そこでしか体験できないコンテンツを整備した施設のリニューアル、また来客者数の増加に対応する駐車場整備、浄化設備の能力強化等を検討しており、支援をすること。</p>	<p>大山まきばみるくの里は県有施設であるため、老朽化した建物の修繕等を速やかに実施したいと考えており、施設のリニューアル等について要望を伺った上で、県と大山乳業の負担を区分して令和6年度当初予算案において検討している。</p> <p>・大山まきば・みるくの里リボン事業 11,000千円</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑤繁殖牛などの牛伝染病リンパ腫（EBL）の保因牛は県内でも非常に多い現状であり、その拡大と若齢化も進んでいる。しかし、現在の家畜市場の上場牛は、EBLの感染が不明のまま、購買後に発症するケースもある。購買者は、購買した子牛が発症した場合、補償要望が出ているが十分に対応できておらず、また安心して購買できる子牛を上場してほしいとの要望が出ている。このまま対策を実施しなければ、保因率の更なる増加が懸念され、保因率を下げ、清浄化に向けた対策を早急に実施することが必要である。EBLの清浄化には、繁殖牛の全頭検査が必要だが、現在は十分な検査体制が整っていないため、検査体制を構築すること。また検査体制が整い清浄化が完了するまでの期間について、家畜市場に上場され購買された子牛がEBLを発症した場合の補償費用を助成すること。</p>	<p>牛伝染性リンパ腫（EBL）を発症した場合の互助制度と民間検査機関を利用したEBL検査の実施について令和6年度当初予算案で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 鳥取県和牛振興計画推進事業 2,832千円
<p>【鳥取県土地改良事業団体連合会関係】</p>	<p>農業競争力強化や国土強靱化対策、多面的機能支払交付金など農業農村整備事業が計画的に実施できるよう、必要な予算確保について国に働きかけていく。</p>
<p>①農業農村整備事業の令和6年度に必要な予算を確保すること。</p>	
<p>②多面的機能支払い交付金の令和6年度に必要な予算を確保すること。</p>	
<p>③災害復旧事業として、台風7号をはじめ、甚大な被害を受けた農地・農業用施設について、早期の復旧に取り組むとともに、農家負担の軽減に努めること。</p>	<p>令和5年に発生した台風第7号災害並びに7月豪雨災害は激甚災害に指定され、農家負担が大きく軽減されるとともに、小規模な災害に対しては、「しっかり守る農林基盤交付金」を令和6年度当初予算案で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 耕地災害復旧事業 732,414千円 しっかり守る農林基盤交付金（災害復旧枠） 25,000千円
<p>④農業水路など長寿命化・防災減災事業、農村地域防災減災事業について、ため池工事特措法（令和12年度末まで）に基づき、工事に関する技術的な指導と財政上の措置を講じ、防災重点農業用ため池の防災対策をソフト・ハード両面にわたって集中的に推進すること。</p>	<p>令和3年3月に策定した防災工事等推進計画に基づき、集中的に推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 県営地域ため池総合整備事業 405,150千円 団体営ため池等整備事業 20,800千円 ため池防災減災対策推進事業 39,700千円 ため池監視システム導入推進事業 51,290千円
<p>⑤農業水路等長寿命化・防災減災事業について、「鳥取県ため池サポートセンター」の設置・運営に要する費用を確保し、県内312カ所の防災重点ため池について、調査点検、技術的助言・指導、避難訓練の実施ができるようにすること。</p>	<p>鳥取県ため池サポートセンターの運営に必要な経費を、令和6年度当初予算案において検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ため池保全管理・防災対策強化事業（サポートセンター機能） 13,500千円
<p>⑥令和6年度に稼働を予定している「鳥取県ストックマネジメントセンター」設置・運営に要する費用を確保すること。</p>	<p>適切な施設管理を推進するよう、鳥取県ストックマネジメントセンターの運営、施設監視のDX化のために必要な経費を、令和6年度当初予算案において検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> DXを活用した農業水利施設管理推進事業 13,000千円

要望項目	左に対する対応方針等
⑦農業用排水施設等の農事用電力等の高騰に対し支援すること。	<p>令和6年度の電気料金等エネルギー価格高騰分の支援について、令和6年度当初予算案において検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地改良区支援等事業（農業水利施設省エネルギー化推進対策） 5,000千円
⑧地域農業に大きな影響力を持つ土地改良区においては、令和7年度に女性の理事登用に関する目標を設定している。立ち遅れている土地改良分野での女性活躍のために必要な支援をすること。	<p>女性理事の登用推進に向けて、鳥取県土地改良事業団体連合会と連携し、研修会等で女性理事登用の必要性を呼びかけるとともに、女性理事の登用に必要な手続きに関する相談対応を行うことで、取組がしやすい環境となるよう支援している。</p> <p>また、県、中国四国農政局及び鳥取県土地改良事業団体連合会で構成する、鳥取県土地改良区運営基盤強化協議会において、女性理事の登用に向けて、連携して取組を確認している。</p> <p>【第5次男女共同参画基本計画】（令和2年策定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性役員が登用されていない組織数 0 ・理事に占める女性の割合 10%
⑨農業土木技術者の不足が生じており、今後の事業推進にあたり、将来にわたって必要な農業土木技術者の確保と育成を行うことが喫緊の課題であり、その課題解決のために、土地改良事業団体連合会が有する技術や経験を十分発揮できるよう支援すること。	<p>多くの市町村で技術職員の採用を増やすなど組織体制強化に努めており、県としても引き続き職員のスキル向上のための研修を行うとともに、土地改良事業に精通した鳥取県土地改良事業団体連合会とも連携しながら農業農村整備事業を推進している。</p>
<p>【鳥取県商工会連合会関係】</p> <p>①小規模事業者等経営支援交付金（594,078千円）について 経営支援専門員等の設置（720千円）、経営、金融及び税務などのきめ細かな支援、適切な支援体制の整備、小規模事業者等支援施策の普及、後継者等の育成、経営の革新に資する支援、起業・創業・事業承継・円滑な事業廃止等の支援、地域経済の活性化に資する事業活動の支援、倒産の未然防止等の経営安定対策、その他の経営支援の推進を行うため、交付金を継続すること。</p>	<p>鳥取県商工会連合会の要望項目については、小規模事業者等経営支援交付金及び戦略的事業承継推進モデル構築事業により引き続き支援していくことを令和6年度当初予算案で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模事業者等経営支援交付金（商工会・商工会連合会、商工会議所） 873,655千円 ・戦略的事業承継推進モデル構築事業 23,484千円
②起業創業・事業承継・体質強化対策の交付金（4,300千円）について 起業創業支援の推進、事業承継対策支援の推進、環境変化に応じた体質強化事業を実施するため、交付金を継続すること。	
③販路開拓・需要創出の交付金（2,000千円）について 東部地域牽引起業創出、とっとり中部発信プロジェクト、西部ブランディングプロジェクトを行うため、交付金を継続すること。	
④戦略的事業承継推進モデル構築事業（16,584千円）の交付金を継続すること。	

要望項目	左に対する対応方針等
<p>【鳥取県信用保証協会関係】</p> <p>①信用保証料負担軽減補助金について、減収補填分を支援すること。</p>	<p>資金調達力の弱い中小企業者を支援するため、制度融資を利用する中小企業者の信用保証料の負担軽減補助を引き続き行っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信用保証料負担軽減補助金 249,262千円 ・新型コロナ克服特別金融支援事業 2,441,048千円
<p>【鳥取県聴覚障害者協会関係】</p> <p>①令和4年5月25日付で施行された「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の目的や基本理念、また、平成29年9月に施行した「鳥取県みんなが進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例（あいポート条例）」の趣旨を踏まえると、鳥取県内において情報アクセシビリティが進んでいない。これは、明らかに私たちきこえない・きこえにくい人や子どもに対する人権侵害である。鳥取県民の一人である、きこえない・きこえにくい私たちもきこえる人と対等に、テレビ放送及び防災無線に情報アクセシビリティが図られることを強く求める。「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の基本理念には、きこえる人と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにすると謳われている。かねてから、県議会会派要望を繰り返しているが、その回答は、「機会を捉えて放送事業者へ働きかけを行いたい」「情報アクセシビリティの確保の観点から、あんしんトリピーメールでの配信も含め、どのような方法が考えられるか検討してみたい」と、毎回同じである。一日も早く、鳥取県においても、情報アクセシビリティが進んでいくことを要望する。</p>	<p>総務省の放送分野における情報アクセシビリティに関する指針によれば、NHKでは対象の放送番組の全てに字幕を付与することが目標となっており、民放の地方局においても、2027年度までに対象番組の80%以上に字幕付与という目標となっている。当県における放送への字幕や手話言語の付与については、手話パフォーマンス甲子園など県の事業実施に関わる機会を捉えて、テレビ放送事業者へお願いをしているところであるが、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の内容を踏まえ、改めて県として、放送事業者に働きかけを行っていく。</p>
<p>②NHK・日本海テレビ・山陰放送・山陰中央テレビが独自で放送するニュース及び番組に字幕付与と手話言語を挿入するよう求めること。</p>	
<p>③地域の防災無線をリアルタイムで、全ての情報を把握できるようにすること。</p>	<p>市町村に対し、防災担当課長会議等の場を通じ、聴覚障がい者に対して防災行政無線の放送内容についてメールやファクシミリで送信する等の対応を行うよう働きかけてまいりたい。</p>
<p>④鳥取県内の避難所に情報アクセシビリティ対応機器「アイ・ドラゴンIV」を設置すること。</p>	<p>聴覚障がい者が、避難所で必要な情報を取得できるよう、お示しの機器を含め、市町村の資機材整備について財政支援を行い、情報アクセシビリティ対応機器の導入を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震津波対策緊急強化事業（市町村緊急対策枠） 25,000千円

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>【鳥取県保険医協会関係】</p> <p>①令和5年度に実施された「医療・社会福祉・保育施設等物価高騰対策応援金」について、令和6年度も実施をすること。物価、光熱水費の高騰が、長期化しており、また、人材確保のための賃上げに伴う人件費の高騰のため、医療経営は非常に厳しい状況が続いている。医療機関の収入は原則、公定価格で決まっており、高騰分を価格転嫁することができないため、地域医療を守る取組の一つとして、実施の検討をお願いしたい。</p>	<p>これまでの県及び全国知事会を通じた国への要望等の効果もあり、令和6年度の診療報酬改定において、物価高騰への対応や医療従事者の賃上げ相当分が盛り込まれたところであり、県による支援の継続は考えていない。</p> <p>なお、診療報酬改定が行われる令和6年6月までの間に限り、令和6年度当初予算案において、一時的な支援を検討している。</p> <p>・医療機関・高齢者施設等物価高騰対策支援事業 196,778千円</p>